

綾 部 市 公 報

番 号 第 7 2 0 号
発行日 令和 4 年 6 月 1 日
発行所 綾部市役所

目 次

○規 則

- 綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正
(職員課)・・・1

- 綾部市墓苑の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正
(環境保全課)・・・2

- 綾部市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部改正
(環境保全課)・・・3

- 綾部市地域し尿処理施設の管理及び運営規則の一部改正
(環境保全課)・・・4

- 綾部市工場設置奨励条例施行規則の一部改正
(商工労政課)・・・5

○告 示

- 地縁団体変更告示(戸奈瀬町自治会)
(市民協働課)・・・6

- 地縁団体変更告示(大畠自治会)
(市民協働課)・・・7

- 地縁団体変更告示(延近自治会)
(市民協働課)・・・8

- 地縁団体変更告示(夕陽ヶ丘自治会)
(市民協働課)・・・9

- 地縁団体変更告示(東山町自治会)

- (市民協働課)・・・10
- 地縁団体変更告示(地縁団体志賀郷地区自治会連合会)
(市民協働課)・・・11

- 地縁団体変更告示(第一区自治会)
(市民協働課)・・・12

- 令和4年度綾部市国民健康保険料の料率告示
(市民・国保課)・・・13

- 綾部市外部の労働者からの公益通報の処理に関する要綱の一部改正
(総務課)・・・14

- 綾部市高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱の一部改正
(こども支援課)・・・15

- 綾部市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部改正
(こども支援課)・・・16

- 綾部市墓地災害復旧事業補助金交付要綱の一部改正
(環境保全課)・・・17

- 綾部市資源回収補助金交付要綱の一部改正
(環境保全課)・・・18

- 綾部市古紙回収用保管庫設置費補助金交付要綱の一部改正
(環境保全課)・・・19

- 綾部市火事廃材等処理費補助金交付要綱の一部改正
(環境保全課)・・・20

- 公益社団法人綾部市シルバー人材センター事業費補助金交付要綱の一部改正
(商工労政課)・・・21

- 伝統産業黒谷和紙技能後継者育成事業費補助金交付要綱の

一部改正	(税務課)・・・39
(商工労政課)・・・22	・ 公示送達
・ 綾部市商店街等活性化事業費 補助金交付要綱の一部改正	(税務課)・・・40
(商工労政課)・・・23	・ 公有財産売り払いの一般競争 入札について
・ 綾部市チャレンジショップ支 援事業費補助金交付要綱の一 部改正	(上水道課)・・・41
(商工労政課)・・・24	・ 綾部市里山交流研修センター 整備工事(建築本体工事)公 募型指名競争入札について
・ 綾部市中小企業振興利子補給 金交付要綱の一部改正	(監理課)・・・55
(商工労政課)・・・25	・ 市道綾部工業団地線舗装工事 その1条件付一般競争入札に ついて
・ 綾部市創業サポート奨励金交 付要綱の一部改正	(監理課)・・・66
(商工労政課)・・・26	・ 市道高津旭線舗装工事その2 条件付一般競争入札について
・ 綾部市工業団地企業立地促進 対策補助金交付要綱の一部改 正	(監理課)・・・76
(商工労政課)・・・27	・ 綾部市里山交流研修センター 整備工事(電気設備工事)条 件付一般競争入札について
・ 綾部市工場用水使用料支援補 助金交付要綱の一部改正	(監理課)・・・86
(商工労政課)・・・28	・ 浄化槽設置工事その2条件付 一般競争入札について
・ 綾部市ものづくり企業人材育 成支援助成金交付要綱の一部 改正	(監理課)・・・96
(商工労政課)・・・29	・ 浄化槽設置工事その1条件付 一般競争入札について
・ 綾部市ヒトパピロームウイル ス感染症に係る任意接種償還 払い要綱の制定	(監理課)・・・106
(保健推進課)・・・30	・ 綾部市職員採用試験の実施に ついて
・ 綾部市小規模事業経営支援事 業費補助金交付要綱の廃止	(職員課)・・・116
(商工労政課)・・・37	・ 綾部市RPA及びAI-OCR導入 支援業務委託に関する公募型 プロポーザルの実施について
○訓令甲	(行政デジタル推進課)・・・127
・ 綾部市職員等からの公益通報 の処理に関する規程の一部改 正	(監理課)・・・151
(職員課)・・・38	・ 綾部市天文館ミニプラネタリ ウム導入業務委託に係る公募
○公 告	
・ 公示送達	

型プロポーザルの実施について	
	(社会教育課)・・・162
・綾部市ふるさと納税事務代行業務に関する公募型プロポーザルの実施について	
	(企画政策課)・・・177
・綾部市下水道排水設備指定業者規程に基づく指定業者の公表	
	(下水道課)・・・195
○教育委員会告示	
・令和4年度第2回綾部市教育委員会招集告示	
	・・・196
・綾部市文化財補助金交付要綱の一部改正	
	・・・197
○教育長訓令甲	
・綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部改正	
	・・・198
○選挙管理委員会告示	
・令和4年1月23日執行の綾部市長選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	
	・・・199
・令和4年1月23日執行の綾部市議会議員補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	
	・・・203
・綾部市選挙管理委員会規程の一部改正	
	・・・206

綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月20日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第23号

綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和56年綾部市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2号中「、収容されている場合」の次に「、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

綾部市墓苑の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月31日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第24号

綾部市墓苑の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市墓苑の設置及び管理に関する条例施行規則（平成15年綾部市規則第39号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊦」を削り、「第4条」を「施行規則第2条第1項の規定」に改める。

様式第2号中「第4条」を「施行規則第2条第2項の規定」に改める。

様式第3号中「第8条」を「施行規則第6条第1項」に改める。

様式第4号中「㊦」を削り、「第10条」を「施行規則第7条第1項」に改める。

様式第5号中「㊦」を削る。

様式第6号中「㊦」を削り、「規則第9条」の次に「第1項」を加える。

様式第7号中「㊦」を削り、「第11条」を「施行規則第10条」に改める。

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

規 則

綾部市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月31日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第25号

綾部市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則（平成9年綾部市規則第7号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊦」を削り、「及び同条例施行規則」を「第10条第4項」に改める。

様式第2号中「㊦」を削り、「条例」の次に「第19条第1項」を加える。

様式第4号及び様式第6号中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

規 則

綾部市地域し尿処理施設の管理及び運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月31日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第26号

綾部市地域し尿処理施設の管理及び運営規則の一部を改正する規則

綾部市地域し尿処理施設の管理及び運営規則（昭和61年綾部市規則第22号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「殿」を「様」に改め、「㊟」を削り、「第2条」を「第2条
第3条」に改める。

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

規 則

綾部市工場設置奨励条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月1日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第27号

綾部市工場設置奨励条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市工場設置奨励条例施行規則（昭和61年綾部市規則第8号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊤」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市告示第 1 1 0 号

地縁による団体「戸奈瀬町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 4 年 5 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市戸奈瀬町寺ノ下 2 0 番地 林 伸 次 に変更する

2 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 1 1 号

地縁による団体「大島自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 4 年 5 月 1 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市大島町西谷田 5 3 大 槻 智 に変更する

事務所を 綾部市大島町西谷田 5 3 に変更する

2 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 5 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 1 2 号

地縁による団体「延近自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 4 年 5 月 1 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市上杉町札ノ辻 2 3 北 野 信 夫 に変更する

2 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 1 3 号

地縁による団体「夕陽ヶ丘自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 4 年 5 月 1 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市岡町山田 2 1 - 2 0 安 村 恒 雄 に変更する

2 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 1 4 号

地縁による団体「東山町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 4 年 5 月 1 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市東山町荻ノ蔭 1 9 四 方 孝 司 に変更する

2 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 1 5 号

地縁による団体「地縁団体志賀郷地区自治会連合会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 4 年 5 月 1 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市西方町長岡 5 9 番地 竹 原 弘 に変更する

2 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 1 6 号

地縁による団体「第一区自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 4 年 5 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市睦合町古川 5 5 - 2 波 多 野 裕 之 に変更する

2 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第117号

令和4年度綾部市国民健康保険料の料率を次のように定めたので、綾部市国民健康保険条例（昭和34年綾部市条例第11号）第15条第3項及び第15条の6の5第3項並びに第15条の11第3項の規定により告示する。

令和4年5月30日

綾部市長 山崎善也

区 分	賦 課 対 象	料 率		
		基礎賦課額	後期高齢者支援 金等賦課額	介護納付金 賦 課 額
所 得 割	賦 課 基 準 額	7.10%	2.69%	3.04%
被保険者均等割	被保険者1人 当たり年額	20,400円	7,700円	10,500円
未就学児均等割	未就学児1人 当たり年額	10,200円	3,850円	
世帯別平等割	1世帯当たり 年額	14,500円	5,500円	5,400円

綾部市告示第 1 1 8 号

綾部市外部の労働者からの公益通報の処理に関する要綱（平成 3 0 年綾部市告示第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 5 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

題名中「外部の労働者からの公益通報」を「外部公益通報」に改める。

第 1 条中「第 1 0 条第 1 項」を削り、「外部の労働者からの公益通報」を「外部公益通報」に改める。

第 2 条中「例による」の次に「もののほか、次項に定めるところによる」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 この要綱において「外部公益通報」とは、次のいずれかに該当する者が法第 2 条第 3 項に定める通報対象事実に関し、当該通報対象事実について処分又は勧告等を行う権限を有する本市の機関に対して行う同条第 1 項に定める公益通報をいう。

(1) 労働者（労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）第 9 条に規定する労働者をいう。

以下同じ。）又は労働者であった者

(2) 派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 6 0 年法律第 8 8 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）又は派遣労働者であった者

(3) 事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行い、又は行っていた場合において、当該事業に従事し、又は当該通報の日前 1 年以内に従事していた労働者若しくは労働者であったもの又は派遣労働者若しくは派遣労働者であったもの

(4) 役員（法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法令（法及び法に基づく命令をいう。）の規定に基づき法人の経営に従事している者（会計監査人を除く。）をいう。

第 3 条の見出しを「（外部公益通報窓口の設置）」に改め、同条中「外部の労働者からの通報」を「外部公益通報」に、「公益通報」を「外部公益通報」に改める。

第 4 条の見出しを「（外部公益通報の処理）」に改め、同条から第 6 条まで、第 8 条及び第 9 条中「公益通報」を「外部公益通報」に改める。

第 1 0 条の見出し中「公益通報」を「外部公益通報」に改め、同条中「、公益通報」を「、外部公益通報」に改める。

第 1 1 条中「外部の労働者からの公益通報」を「外部公益通報」に改める。

附 則

この告示は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 1 1 9 号

綾部市高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱（平成 1 9 年綾部市告示第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 5 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 3 条第 2 号中「1 年」を「6 月」に改め、「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで」を「令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで」に改める。

第 5 条第 1 項及び第 2 項中「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで」を「令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで」に改める。

様式第 3 号中「㊤」を削る。

附 則

この告示は、令和 4 年 5 月 3 1 日から施行する。

綾部市告示第120号

綾部市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成19年綾部市告示第17号）の一部を次のように改正する。

令和4年5月31日

綾部市長 山崎善也

第5条第1項第2号中「20万円」を「40万円」に、「80万円」を「160万円」に改める。

様式第1号（裏面）中「20万円を」を「40万円を」に、「80万円」を「160万円」に改める。

様式第2号（裏面）中「20万円を」を「40万円を」に、「80万円」を「160万円」に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和4年5月31日から施行する。
- 2 この告示による改正後の綾部市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定は、令和4年4月1日以後に修了した対象講座に係る教育訓練給付金について適用し、同日前に修了した対象講座に係る教育訓練給付金の支給については、なお従前の例による。

綾部市告示第 1 2 1 号

綾部市墓地災害復旧事業補助金交付要綱（平成 2 7 年綾部市告示第 1 3 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 5 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号、様式第 3 号及び様式第 4 号中「㊦」を削る。

附 則

この告示は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 1 2 2 号

綾部市資源回収補助金交付要綱（平成 1 0 年綾部市告示第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 5 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号中「㊦」を削る。

様式第 3 号中

「綾部市長 氏 名 様」を

「綾部市長 様」に

改め、「㊦」を削る。

様式第 4 号中「㊦」を削る。

様式第 6 号中

「綾部市長 氏 名 様」を

「綾部市長 様」に、

「指令環」を「指令」に改める。

附 則

この告示は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 1 2 3 号

綾部市古紙回収用保管庫設置費補助金交付要綱（平成 2 0 年綾部市告示第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 5 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号、様式第 3 号及び様式第 4 号中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 1 2 4 号

綾部市火事廃材等処理費補助金交付要綱（平成 2 4 年綾部市告示第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 5 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号中「㊦」を削る。

附 則

この告示は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 1 2 5 号

公益社団法人綾部市シルバー人材センター事業費補助金交付要綱（昭和 6 2 年綾部市告示第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 5 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号中「様式第 1 号」を「様式第 1 号（第 3 条関係）」に改め、「㊦」を削る。

様式第 2 号中「様式第 2 号」を「様式第 2 号（第 4 条関係）」に改める。

様式第 3 号中「㊦」を削る。

様式第 4 号中「様式第 4 号」を「様式第 4 号（第 7 条関係）」に改め、「㊦」を削る。

附 則

この告示は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 1 2 6 号

伝統産業黒谷和紙技能後継者育成事業費補助金交付要綱（昭和 5 3 年綾部市告示第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 5 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号から様式第 3 号まで、様式第 5 号及び様式第 6 号中「㊤」を削る。

附 則

この告示は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 1 2 7 号

綾部市商店街等活性化事業費補助金交付要綱（平成 1 0 年綾部市告示第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 5 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 6 条中「変更等」を「補助金変更等」に改める。

様式第 1 号中「㊦」を削る。

様式第 3 号中「㊦」を削り、「変更等」を「補助金変更等」に改める。

様式第 4 号中「㊦」を削る。

附 則

この告示は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 1 2 8 号

綾部市チャレンジショップ支援事業費補助金交付要綱（平成 1 8 年綾部市告示第 6 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 5 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号、様式第 4 号及び様式第 5 号中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 1 2 9 号

綾部市中小企業振興利子補給金交付要綱（平成 1 9 年綾部市告示第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 5 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号中「㊦」を削る。

附 則

この告示は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

綾部市告示第130号

綾部市創業サポート奨励金交付要綱（平成25年綾部市告示第24号）の一部を次のように改正する。

令和4年5月31日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第1号及び様式第3号中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和4年6月1日から施行する。

綾部市告示第 1 3 1 号

綾部市工業団地企業立地促進対策補助金交付要綱（平成 1 2 年綾部市告示第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 5 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号中「㊦」を削る。

附 則

この告示は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 1 3 2 号

綾部市工場用水使用料支援補助金交付要綱（平成 1 8 年綾部市告示第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 5 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号中「㊦」を削る。

附 則

この告示は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 1 3 3 号

綾部市ものづくり企業人材育成支援助成金交付要綱（平成 2 7 年綾部市告示第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 5 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号中「㊦」を削る。

附 則

この告示は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

綾部市告示第134号

綾部市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱を次のように定める。

令和4年6月1日

綾部市長 山崎善也

綾部市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）の積極的勧奨の差控えにより、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に規定する予防接種（以下「定期接種」という。）の機会を逃した平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子であって、定期接種の対象年齢を過ぎてヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種を受けた者又はその保護者に対し、当該任意接種の費用の助成（以下「償還払い」という。）を行うことを目的とする。

(償還払いの対象者)

第2条 償還払いの対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者又はその保護者とする。ただし、償還払いと同種のものであると市長が認める措置による費用の助成を綾部市以外の市区町村から受けた者を除く。

- (1) 令和4年4月1日時点で綾部市に住所を有していること。
- (2) 16歳となる日の属する年度の末日までにヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種において3回の接種を完了していないこと。
- (3) 17歳となる日の属する年度の初日から令和4年6月1日までに日本国内の医療機関で組換え沈降2価HPVワクチン又は組換え沈降4価HPVワクチンの任意接種を受け、実費を負担したこと。
- (4) 償還払いを受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種（予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第1条の3第1項の表中ヒトパピローマウイルス感染症の項下欄第2号に該当することにより実施されるヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種をいう。）を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めた者に対して償還払いを行うことができる。

(償還額の支給等)

第3条 市長は、第6条の規定により、償還払いを行うことが決定した者に対し、前条第1項第3号の実費（最大3回接種分まで）相当額のうち次項に規定する額（以下「償還額」という。）を支給するものとする。

2 償還額は、接種を行った医療機関に対し支払った接種費用と接種日の属する年度において市長が綾部医師会と締結した契約単価のいずれか少ない方の額とする。ただし、接種費用に含まれないもの（接種に要した交通費、宿泊費、次条第1項に掲げる書類の発行に要した文書料等）は償還額に含まない。

（償還払いの申請及び支給の方式）

第4条 償還払いを受けようとする者は、綾部市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次の各号に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、償還払いを受けようとする者が第1号又は第2号に掲げる書類等を添付することができない場合には、綾部市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請用証明書（様式第2号）の提出をもって第1号又は第2号に掲げる書類等に代えることができる。

（1）第2条第1項第3号の実費を支払った事実、その額及び接種回数を証明できる書類（原本）

（2）償還払いを受けようとする者の接種記録が確認できる母子健康手帳、予防接種済証又は接種済みの記載がある予診票等の写し

（申請期限）

第5条 償還払いの申請期限は、令和7年3月31日とする。

（審査及び支給決定）

第6条 市長は、第4条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、償還払いの可否を決定し、綾部市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用支給（不支給）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（支給方法）

第7条 市長は、申請者から指定された金融機関の口座に振り込むことにより償還払いを行うものとする。

（不当利得の返還）

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により償還払いを受けたときは、その支給決定を取り消し、又は既に支給した償還額の全部又は一部を返還させるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第9条 償還払いを受ける権利は、第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（関係機関との連携等）

第10条 市長は、償還払いを行うことの決定のための調査又は過去に決定した償還払いに係る調査のために特に必要と認めるときは、綾部市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請書で取得している同意の範囲内で、官公署その他の関係機関に対し、必要な資料の提供を求め、又は事実の確認若しくは聴取を行うことができる。

（実施上の留意事項）

第11条 本要綱の実施に当たっては、申請者のプライバシーの保護について、十分留意

しなければならない。

(その他)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

綾部市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請書

年 月 日

綾部市長 様

綾部市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

申請者	フリガナ		接種を受けた者との続柄	
	氏名			
	現住所	〒		
	電話番号			

※申請できるのは接種を受けた本人又はその保護者に限ります。

被接種者	フリガナ		生年月日	年 月 日	
	氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ			
	現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	〒		
	令和4年4月1日時点の住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	〒		
	ワクチンの種類	<input type="checkbox"/> 組換え沈降2価HPVワクチン			
		<input type="checkbox"/> 組換え沈降4価HPVワクチン			
	予防接種を受けた年月日 (申請分のみ記載)	1回目	年 月 日		
		2回目	年 月 日		
		3回目	年 月 日		
	申請金額 (申請分のみ記載)	1回目	円	合計	円
		2回目	円		
		3回目	円		
接種医療機関	名称				
	住所				
	TEL				
※複数の医療機関で接種した場合、下記に名称・住所・TELを記載					

告 示

私が受領する任意接種費用について、下記指定口座への振込を依頼します。

振込先口座	金融機関名	銀行 信用金庫 農協	本店 支店 支所
	金融機関コード	支店番号	
	預金種別	普通 ・ 当座	
	口座番号		
	フリガナ		
口座名義人			

申請者氏名と異なる名義の口座に振込を希望される場合、下欄に記入をお願いします。

委任状
私は、上記口座名義人に接種費用の受領に関する一切の権限を委任します。
年 月 日
申請者氏名 ⑩

【誓約・同意事項】 ※該当する項目に☑を入れてください。

この申請に係る住民基本台帳（申請者と被接種者が異なる場合は双方の登録事項）及び医療機関等における情報について、綾部市が必要と認めるときは調査を行うことに同意しますか。	☐はい ☐いいえ
この申請書を、綾部市において支給決定をした後は任意接種費用の請求書として取扱うことに同意しますか。	☐はい ☐いいえ
キャッチアップ接種を受けましたか。 はいの場合、接種回数と接種を受けた自治体名を右記にご記載ください。	☐はい ☐いいえ _____回・
本申請分のヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用について他の自治体から費用の助成を受けたことがありますか。	☐はい ☐いいえ
申請内容に偽りがあった場合や相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの費用を返還することに同意しますか。	☐はい ☐いいえ

【提出書類】

- ☐本人確認書類（申請者・被接種者の氏名・住所・生年月日が確認できる書類の写し）
※運転免許証、健康保険証（両面）、申請時住所記載の住民票などいずれかひとつ
- ☐振込希望先金融機関の通帳又はキャッシュカードのコピー（口座番号等確認用）
- ☐接種費用の支払いを証明する書類（領収書及び明細書、支払証明書等）※原本に限ります。
- ☐接種記録が確認できる書類（母子健康手帳「予防接種の記録」欄の写し等）
※申請者と被接種者が異なる、必要書類が不足している等の場合に、追加の書類を求めることがあります。

様式第 2 号（第 4 条関係）

綾部市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い申請用証明書

年 月 日

綾部市長 様

（被接種者情報）※申請者が記入

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____

上記の者がヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを接種したことを証明します。

ワクチンの種類	<input type="checkbox"/> 組換え沈降 2 価HPVワクチン			
	<input type="checkbox"/> 組換え沈降 4 価HPVワクチン			
予防接種を受けた 年 月 日	1 回 目	接種年月日	ロット番号	接種量
		年 月 日		m L
	2 回 目	接種年月日	ロット番号	接種量
		年 月 日		m L
	3 回 目	接種年月日	ロット番号	接種量
		年 月 日		m L

実施医療機関

住 所

名 称

医療機関コード

医師署名又は記名押印

様式第 3 号（第 6 条関係）

綾部市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用
支給（不支給）決定通知書

年 月 日

様

綾部市長

印

年 月 日付で申請のあった任意接種費用について、次のとおり支給（不支給）することに決定したので、綾部市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱第 6 条の規定により通知します。

記

被接種者氏名	
支 給	支給決定額 円
不 支 給	(理由)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

綾部市告示第 1 3 5 号

綾部市小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱（平成 1 3 年綾部市告示第 5 1 号）
は、廃止する。

令和 4 年 6 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市訓令甲第3号

序 中 一 般

綾部市職員等からの公益通報の処理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年5月31日

綾部市長 山崎善也

綾部市職員等からの公益通報の処理に関する規程の一部を改正する訓令

綾部市職員等からの公益通報の処理に関する規程（平成30年綾部市訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「一般職に属する職員」の次に「（第5号において「一般職の職員」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（5）次項の規定に基づく公益通報の日前1年以内に一般職の職員又は第2号から前号までのいずれかの者（第2号に規定する役員を除く。）であった者

附 則

この訓令は、令和4年6月1日から施行する。

綾部市公告第 2 3 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 4 年 5 月 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 2 4 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 4 年 5 月 1 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 2 5 号

公有財産を売り払うための一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

令和 4 年 5 月 1 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

記

1 入札に付する物件及び予定価格

物件 番号	所 在 地	地目	登記面積	実測面積	用途地域	予定価格
1	綾部市並松町上番取 8 番 9	宅地	430.63 m ²	430.63 m ²	第 1 種住居地域	2,411,528 円

2 入札参加者の資格等

別紙の市有地売却実施要領（公告第 2 5 号）に定めるとおり。

市 有 地 売 却
実 施 要 領
(一 般 競 争 入 札)

(公告第25号)

綾 部 市

目 次

- 1 一般競争入札実施要領
- 2 契約書（案）
- 3 物件調書

一般競争入札実施要領

「一般競争入札」は、広く入札参加者を募り、綾部市が定める予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を売買契約の相手方とするものです。

入札参加を希望される方は、次の各事項をご確認の上、お申込みください。

1 入札物件

物件 番号	所在地	地目	地積	用途地域	(予定価格)
1	綾部市並松町上番取 8番9	宅地	430.63 m ²	第1種住居地域	2,411,528円

2 入札参加者の資格等

(1) 以下のいずれかに該当する方は、一般競争入札に参加することができません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者

- ・成年被後見人
- ・未成年、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがされている者
- ・綾部市暴力団排除条例（平成24年綾部市条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者
- ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条の規定による処分を受けている団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- ・破産者で復権を得ない者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項に該当する者

次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後三年を経過しない者

- (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなくして契約を履行しなかつた者
- (カ) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 綾部市が定めるこの一般競争入札実施要領を承諾せず、順守できない者

エ 納付すべき市町村税等の滞納がある者

3 入札参加の申込み

- (1) 申込期間 令和4年5月16日(月)から令和4年5月30日(月)まで
午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで(土・日・祝日等の閉庁日を除く。)
- (2) 申込場所 〒623-0005
綾部市里町小南4番地
上下水道部上水道課管理担当
電話番号 0773-42-1815(直通)

4 申込方法等

(1) 申込方法

市有地売却一般競争入札参加申込書(様式1)に必要事項を記載し、記名・押印(実印)の上、必要書類を添えて申込期間内に、正本及び副本(コピー可)各1部を提出してください。郵送による申込みは受け付けませんので、ご注意ください。

(2) 必要書類

- ア 入札参加者の住所地又は法人の所在地における市町村税納税証明書
 - イ 印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)
 - ウ 住民票(法人の場合は商業法人登記事項全部証明書)
 - エ 誓約書(様式2)
- ※ 各種証明書は受付時において1か月以内に発行されたもの。
※ 提出いただいた書類は、お返しできません。

(3) 申込受付時に、一般競争入札参加申込書の副本(コピー)をお渡ししますので、入札当日必ず持参してください。

(4) 申込みに当たっての留意事項

売買契約は、入札参加申込者(落札者本人)と行います。所有権移転登記は、契約の相手方の名義で行い、中間省略登記には応じません。

共有名義での登記を希望される場合、共有者全員の氏名を入札参加申込書に記載し、全員分の必要書類を添えて、提出してください。

5 現地説明会

現地説明会は開きませんので、入札前に必ず各自で希望する物件を確認してください。

物件調書は参考資料としてご利用ください。(物件調書が現況と相違している場合は、現況が優先します。)

6 入札

(1) 日時 令和4年5月31日(火)
物件番号1 午前10時00分から

(2) 場所 綾部市里町小南4番地
綾部市上下水道部上水道課

※ 入札には、基本的に入札参加申込者本人が直接参加し、入札してください。ただし、申請者本人が入札に参加できない場合は、委任状の提出により受任者による入札参加を認めるものとします。

※ 入札開始時刻に遅れた場合は、入札に参加できません。

※ 入札参加者が一人の場合であっても、入札に参加できる機会(入札公告)を提供していることから、入札を行います。

(3) 入札保証金

ア 入札参加申込者は、入札保証金として、入札金額の100分の5以上の額(円未満切り上げ)の現金を入札当日持参してください。(入札の参加要件となりますので、納付いただきます。)

イ 入札保証金は、落札しなかった者へ入札当日に返還します。落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することとします。

ウ 契約予定日までに落札者が売買契約を締結しないときは、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、違約金として、綾部市に帰属することになり返還いたしません。

(4) 入札時に持参いただくもの

ア 受付時にお渡しした入札参加申込書の副本

イ 入札書(様式3)、封筒、印鑑(実印)、入札保証金

ウ 代理人が入札するときは委任状(様式4)

(5) 入札の方法

ア 入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名・押印(実印)の上、入札箱に投入してください。なお、入札当日出席しなかった者又は入札時間に遅刻した者は、棄権したものとみなします。

イ 入札は、代理人に行わせることができます。代理人は所定の入札書に必要な事項を記載し、記名・押印(委任状に押印されている代理人の印)及び封筒に封入割印の上、入札箱に投入してください。

ウ 入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(ア) 入札に参加する資格のない者

(イ) 同一人にして同じ入札に2以上の入札(他人の代理としての入札を含む。)をした者

(ウ) 入札に関し連合等の不正行為をした者

- (エ) 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者
- (オ) 入札関係職員の指示に従わない等入札場の秩序を乱した者
- (カ) その他入札条件に違反した者
- (キ) 代理人の入札において、委任状を提出しない者
- (ク) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反した者

(7) 落札者の決定

- ア 落札者は、本市が定めた予定価格（最低売却価格）以上で、最高価格をもって入札した者とします。
- イ 落札者となるべき同価の入札をした者がいるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。

(8) その他

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別な事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがあります。

7 契約

(1) 契約の締結

落札者との売買契約は、落札者が決定通知を受けた日から5日以内（土日、祝日等の閉庁日は算入しません。）に行います。契約書は、市の書式（別途指定）によることとし、契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。

(2) 契約保証金

- ア 売買契約締結と同時に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を契約保証金として納付してください。（入札保証金を契約保証金の一部に充当することとしているため、その差額を納付してください。）
- イ 契約保証金は、売買代金に充当します。
- ウ 落札者が契約を履行しない場合、契約保証金は綾部市に帰属することになり返還いたしません。

8 契約上の条件

入札物件について、契約書において次の条件が付されますので、ご注意ください。

(1) 用途制限

- ア 落札者は、売買物件を、綾部市暴力団排除条例（平成24年綾部市条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者の事務所又はその他これに類するものの用に供してはならない。
- イ 落札者は、売買物件を、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法

律第147号)第5条に規定する観察処分^の決定を受けた団体の事務所又はその他これに類するものの用に供してはならない。

ウ 落札者は、第三者に対して売買物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、上記の用途の制限に定める義務を書面によって承継させなければならず、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。

エ 落札者は、第三者に対して売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。

(2) 実地調査

上記(1)の履行状況を確認するため、綾部市は必要があると認めるときは実地の調査をし、又は必要な報告を求めることができるものとし、落札者は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(3) 違約金

上記(1)(2)の条件に違反した場合、落札者は売買代金の100分の30に相当する金額を違約金として綾部市に支払わなくてはならない。この違約金は、違約罰と解釈し、損害賠償額の予定と解釈しないものとする。

9 売買代金の支払方法

売買契約締結後、30日以内に売買代金と契約保証金との差額を市が発行する納入通知書により支払うものとします。

10 注意事項

(1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産に係る危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など綾部市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売買代金の減額を請求することはできません。

(2) 落札者は、契約締結後に財産に面積の不足その他隠れた^{かし}瑕疵を発見しても売買代金の減免若しくは損害賠償の請求または契約の解除をすることができません。

(3) 落札者が売買代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。この際、売買物件は現状のまま引渡します。

(4) 綾部市は、売買代金の残金を納付した落札者の請求により、権利移転の登記を関係機関に嘱託します。

(5) 契約書に貼付する収入印紙、登記に要する登録免許税は落札者の負担となります。また、物件の取得に伴い、必要となる不動産取得税(府税)が課税されますのでご注意ください。

(6) 原則として、物件にかかわる調査、土壌調査などは行っておりません。また、開発などに当たっては、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び条例などの法令により、規制がある場合がありますので、事前に関係機関にご確認ください。

(7) 綾部市は、建物・工作物の補修、撤去、立木の伐採、草刈などの負担及び調整は行いません。また、越境物の処理については、綾部市は関与しませんので、当事者で話し合ってください。（契約後に判明した場合も同様です。）

11 問い合わせ先

〒623-0005

綾部市里町小南4番地

綾部市上下水道部上水道課管理担当

電話番号 0773-42-1815（直通）

(様式1)

市有地売却一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

綾部市長 様

私は、市有地の売払いに係る一般競争入札の参加資格条件及び内容等を承諾の上、入札参加申込みをします。

申 込 者 住 所

ふりがな

氏 名

印

(法人の場合は、法人名・代表者名を記入してください。)

(印鑑登録印〔実印〕を使用してください。)

電 話 番 号

1 入札参加物件

物件番号	所 在 地

2 購入後の利用計画

物件番号	利 用 計 画

3 添付書類

- (1) 市町村税納税証明書
- (2) 印鑑登録証明書 (法人の場合は印鑑証明書)
- (3) 住民票 (法人の場合は商業法人登記事項全部証明書)
- (4) 誓約書 (様式2)

受付印

(様式2)

誓 約 書

年 月 日

綾部市長 様

住所

氏名

印

(法人の場合、法人名・代表者名を記入してください。)

(印鑑登録印〔実印〕を使用してください。)

私は綾部市が実施する公有財産売却に係る入札参加に当たっては、以下の事項に相違ない旨確約の上、市有地売却実施要領及び貴庁における入札、契約などに係る諸規程を厳守し、公正な入札をいたします。

もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴庁の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

- 1 私は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2 過去3年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までの規定に該当したことはありません。
- 3 綾部市暴力団排除条例(平成24年綾部市条例第37号)第2条第3号及び第4号の規定に該当する者ではありません。
- 4 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員ではありません。
- 5 市有地を購入したときは、これを上記3から4のいずれかに該当する者に譲渡又は貸与することはありません。
- 6 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合すること。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること。
 - (4) 契約の履行をしないこと。
 - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と綾部市に認められること。
 - (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること。
 - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 7 私は、貴庁の公有財産売却に係る「市有地売却実施要領」、「入札公告」、「物件調書」、「売買契約書(案)」の各条項を熟覧し、これらについてすべて承知の上、参加しますので、後日これらの事柄について貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

(様式3)

入 札 書

一般競争入札実施要領を承諾の上、入札いたします。

1 物件の表示

物件番号	所在地

2 入札金額

金 額		千	百	十	万	千	百	十	円

※金額の先頭に「¥」を付してください。

※金額はアラビア数字を使用してください。

※入札者は印鑑登録印（実印）を使用してください。ただし、受任者が入札される場合は、委任状と同一の印鑑（受任者印）を使用してください。

令和 年 月 日

綾 部 市 長 様

住 所

ふりがな

氏 名

Ⓜ

(法人の場合、法人名・代表者名を記入してください。)

(印鑑登録印〔実印〕を使用してください。)

物 件 調 書

物件番号	1
------	---

所在地	綾部市並松町上番取8番9			
地 積	430.63㎡	地 目	宅 地	
売却価格	2,411,528円			
法令等による制限	都市計画区域	—		
	用途地域	第1種住居地域		
	建ぺい率	60%	容積率	200%
	その他の規制			
接面道路の状況	東側 府道広野綾部線 幅員約6m 有			
供給処理施設状況	電気			
	上水道	綾部市上水道課	0773-42-1815	東側府道配管 有
	下水道	綾部市下水道課	0773-42-4295	有
	ガス			
交通機関	山陰本線「綾部」駅南口から徒歩約18分			
その他	<p>1 建築基準法等による規制がありますので、 京都府中丹東土木事務所建築住宅課(0773-42-8785)でご確認ください。</p> <p>※この物件調書は、土地購入希望者が現地を確認される上での参考資料です。 ※申し込まれる前に必ず現地をご確認ください。 ※土地利用制限等については、あらかじめ各自で関係機関にご確認ください。</p>			

綾部市公告第 26 号

里山交流研修センター施設整備事業、綾部市里山交流研修センター整備工事（建築本体工事）に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和 4 年 5 月 16 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 504 10 号
- (2) 工 事 名 綾部市里山交流研修センター整備工事（建築本体工事）
- (3) 工事場所 綾部市鍛冶屋町（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、綾部市里山交流研修センター本館の新築及び幸喜山荘の改修を行うものです。同一敷地内の既存施設を利用しながらの工事であり、施設利用者への安全確保や環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 里山交流研修センター整備 建築面積 490 m²
他附属建物改修 改修面積 289 m²
上記に伴う建築工事及び機械設備工事 一式
- (6) 予定工期 令和 4 年 7 月 2 日から
令和 5 年 3 月 28 日まで（270 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者としてします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 令和 4 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に建築工事の A 等級で登録されており、令和 4 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第 15 条の規定による特定建設業の許可を建築工事について受けているものであること。
- (4) 令和 4 年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、建築工事の総合評点が 750 点以上であること。
- (5) 建築工事に係る綾部市発注工事で、令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日の間において、完了工事の成績評点が 65 点に満たない評定を受けていないこ

と。

- (6) 請負金額 5,000 万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の建築工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (7) 建築工事に係る技術者を、監理技術者として工事現場に専任で配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、監理技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (9) 各営業所における専任の技術者は、本工事の監理技術者にはなれません。

3 提出書類

(1) 公募型指名競争入札参加申請書

- ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 技術資料及び資格者証等の写し

- ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。
紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式—3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
- ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）
- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、監理技術者の法令による免許欄には、2(7)に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2(8)を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年5月16日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は

事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課
契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は2,770円です。

(2) 入札参加申請書の受付

- ①期間 令和4年5月19日（木）午前9時から午後6時まで
令和4年5月20日（金）午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で5月19日については午前9時から
正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、
監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

- (1) 入札通知書及び非指名通知書については、令和4年5月下旬に電子入札システム
で通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により
非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

- ①期間 令和4年5月26日（木）から
令和4年5月27日（金）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提
出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとし
ますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午
後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和4年5月30日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システム
に掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファッ
クスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①期間 令和4年6月3日（金）午前9時から午後6時まで
令和4年6月6日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は6月3日の午前9時から正午までと午後1
時から午後5時までと、6月6日の午前9時から正午までと午後1時か
ら午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量

については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年6月7日(火)午後1時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。

(2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

(3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。

(4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。

(5) 配置予定の現場代理人、監理技術者が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

(6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

(7) 本案件の契約締結については、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、綾部市議会の議決を要するため、議会の議決までは仮契約を締結するものとします。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

- 1 工事番号
2 工 事 名
3 場 所
4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑩

電 話 番 号
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓
約します。

記

工事番号
工 事 名
工事場所
添付書類

技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

様式 - 3

技 術 資 料

住 所

名 称

1 同種工事又は類似工事の施工実績

工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工事概要等			
技術的特記事項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）	
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）	
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置



綾部市公告第 2 7 号

道路整備事業、市道綾部工業団地線舗装工事その 1 に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り抜け方式）とします。

令和 4 年 5 月 1 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 4 1 1 号 |
| (2) 工 事 名 | 市道綾部工業団地線舗装工事その 1 |
| (3) 工事場所 | 綾部市高倉町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | L = 1 3 1 m W = 7 . 1 ~ 7 . 5 5 m
アスファルト舗装工 A = 9 7 7 m ²
区画線工 L = 3 3 2 m |
| (5) 予定工期 | 令和 4 年 6 月 1 4 日から
令和 4 年 1 0 月 3 1 日まで（1 4 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 4 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事の B 等級又は C 等級で登録されており、令和 4 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一

一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年5月16日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は300円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和4年5月19日(木) 午前9時から午後6時まで

令和4年5月20日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で5月19日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和4年5月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和4年5月26日(木) から

令和4年5月27日(金) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 令和4年5月30日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和4年6月3日（金）午前9時から午後6時まで
令和4年6月6日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は6月3日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月6日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年6月7日（火）午後1時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第504 11号 市道綾部工業団地線舗装工事その1	1	本案件
第504 12号 市道高津旭線舗装工事その2	2	

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

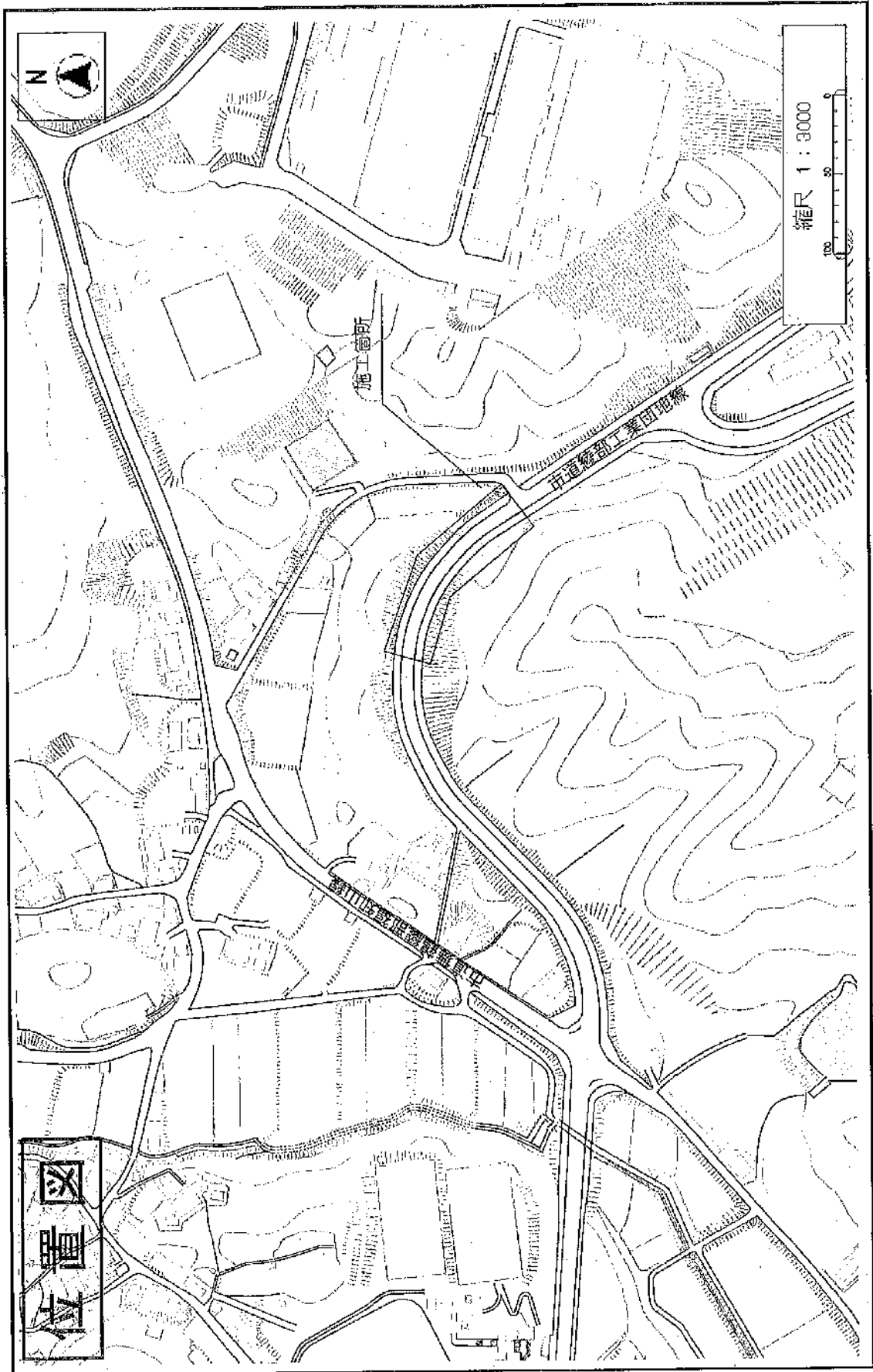
2) 主任技術者

- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 (1) 3)の1に規定する期間。
 (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。

- (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)
- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 28 号

道路整備事業、市道高津旭線舗装工事その 2 に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り分け方式）とします。

令和 4 年 5 月 16 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第 504 12 号 |
| (2) 工 事 名 | 市道高津旭線舗装工事その 2 |
| (3) 工事場所 | 綾部市大島町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | L = 100 m W = 6.85 ~ 7.45 m
アスファルト舗装工 A = 697 m ²
区画線工 L = 250 m |
| (5) 予定工期 | 令和 4 年 6 月 14 日から
令和 4 年 10 月 21 日まで（130 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 4 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事の B 等級又は C 等級で登録されており、令和 4 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日の間において、完了工事の成績評点が 60 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一

一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年5月16日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は290円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和4年5月19日(木) 午前9時から午後6時まで

令和4年5月20日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で5月19日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和4年5月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和4年5月26日(木) から

令和4年5月27日(金) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 令和4年5月30日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和4年6月3日（金）午前9時から午後6時まで
令和4年6月6日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は6月3日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月6日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年6月7日（火）午後2時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第504 11号 市道綾部工業団地線舗装工事その1	1	
第504 12号 市道高津旭線舗装工事その2	2	本案件

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

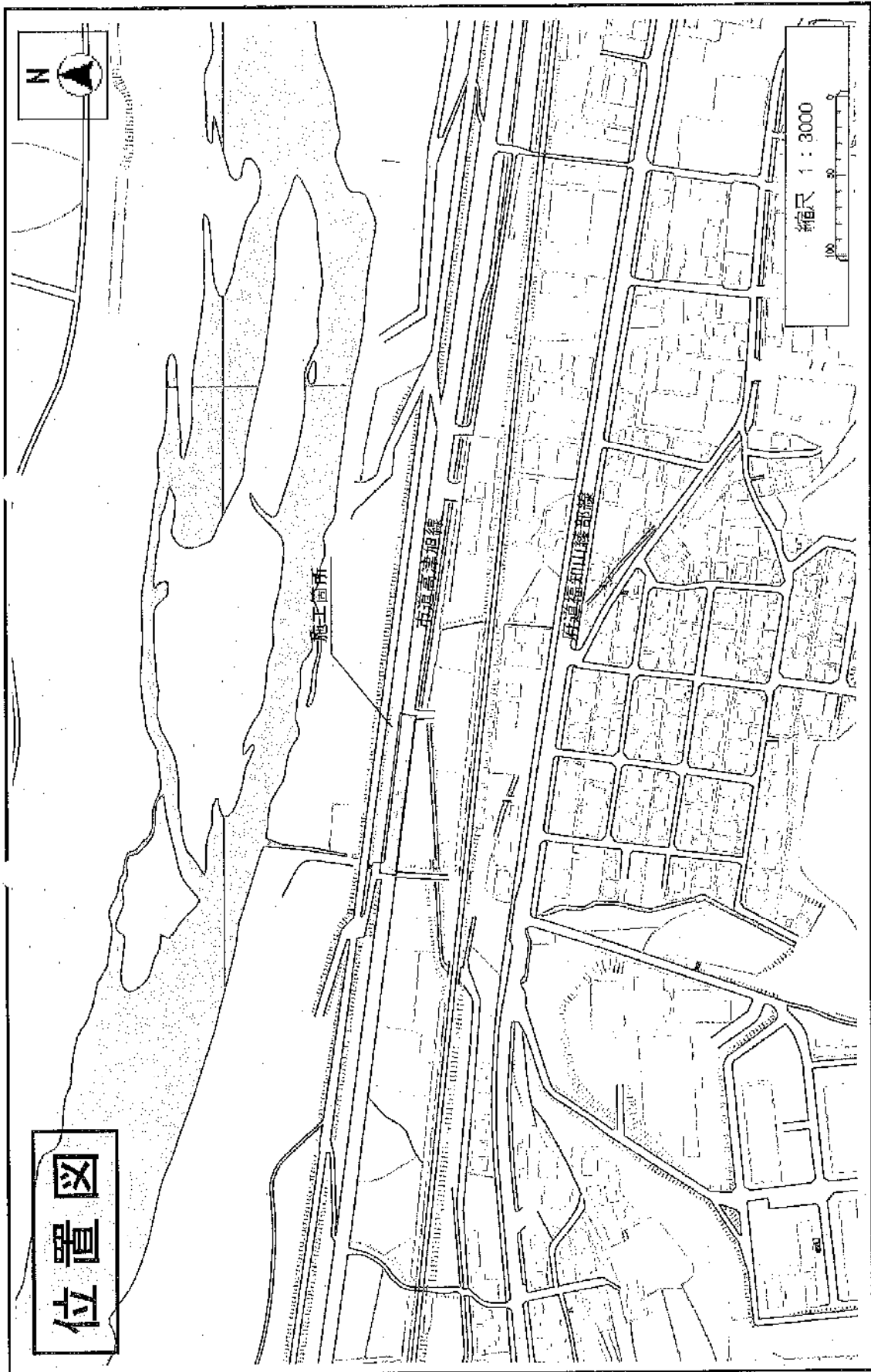
2) 主任技術者

- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
 - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。

- (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)
- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 29 号

里山交流研修センター施設整備事業、綾部市里山交流研修センター整備工事（電気設備工事）に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 4 年 5 月 16 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第 504 14 号 |
| (2) 工 事 名 | 綾部市里山交流研修センター整備工事（電気設備工事） |
| (3) 工事場所 | 綾部市鍛冶屋町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 里山交流研修センター整備 建築面積 490 m ²
他附属建物改修 改修面積 289 m ²
上記に伴う電気設備工事 一式 |
| (5) 予定工期 | 令和 4 年 6 月 28 日から
令和 5 年 3 月 28 日まで（274 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 4 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事の A 等級で登録されており、令和 4 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日の間において、完了工事の成績評点が 60 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一

一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年5月16日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は560円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和4年5月19日(木) 午前9時から午後6時まで

令和4年5月20日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で5月19日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和4年5月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和4年5月26日(木) から

令和4年5月27日(金) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和4年5月30日(月) 午後5時までに京都府入札情報公開システ

ムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和4年6月17日(金) 午前9時から午後6時まで
令和4年6月20日(月) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出6月17日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月20日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年6月21日(火) 午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 30 号

下水道整備事業、浄化槽設置工事その 2 に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り抜け方式）とします。

令和 4 年 5 月 16 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 504 16 号 |
| (2) 工 事 名 | 浄化槽設置工事その 2 |
| (3) 工事場所 | 綾部市鍛冶屋町外（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 小型合併処理浄化槽設置
5 人槽構造基準型 P 付 3 基
7 人槽構造基準型 1 基
計 4 基 |
| (5) 予定工期 | 令和 4 年 6 月 14 日から
令和 4 年 10 月 31 日まで（140 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 4 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で浄化槽工事の登録があり、かつ土木工事・建築工事・管工事のいずれかにおいて、A1 等級、A 等級、B 等級のいずれかで登録されており、令和 4 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 浄化槽工事に係る綾部市発注工事で、令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日の間において、完了工事の成績評点が 60 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年5月16日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は770円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和4年5月19日（木）午前9時から午後6時まで

令和4年5月20日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で5月19日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和4年5月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和4年5月26日（木）から

令和4年5月27日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時

から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和4年5月30日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和4年6月3日（金）午前9時から午後6時まで
令和4年6月6日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は6月3日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月6日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年6月7日（火）午後2時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら

れる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第504 16号 浄化槽設置工事その2	1	本案件
第504 17号 浄化槽設置工事その1	2	

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 土木工事・建築工事・管工事のいずれかで技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 (1) 3)の1に規定する期間。
 (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。

- (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)
- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

綾部市公告第 3 1 号

下水道整備事業、浄化槽設置工事その 1 に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り抜け方式）とします。

令和 4 年 5 月 1 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 4 1 7 号 |
| (2) 工 事 名 | 浄化槽設置工事その 1 |
| (3) 工事場所 | 綾部市上杉町外（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 小型合併処理浄化槽設置
7 人槽構造基準型 2 基
7 人槽構造基準型 P 付 1 基
計 3 基 |
| (5) 予定工期 | 令和 4 年 6 月 1 4 日から
令和 4 年 1 0 月 1 日まで（1 1 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 4 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で浄化槽工事の登録があり、かつ土木工事・建築工事・管工事のいずれかにおいて、A 1 等級、A 等級、B 等級のいずれかで登録されており、令和 4 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 浄化槽工事に係る綾部市発注工事で、令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年5月16日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は750円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和4年5月19日（木）午前9時から午後6時まで

令和4年5月20日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で5月19日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和4年5月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和4年5月26日（木）から

令和4年5月27日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時

から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和4年5月30日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和4年6月3日（金）午前9時から午後6時まで
令和4年6月6日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は6月3日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月6日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年6月7日（火）午後2時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら

れる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第504 16号 浄化槽設置工事その2	1	
第504 17号 浄化槽設置工事その1	2	本案件

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

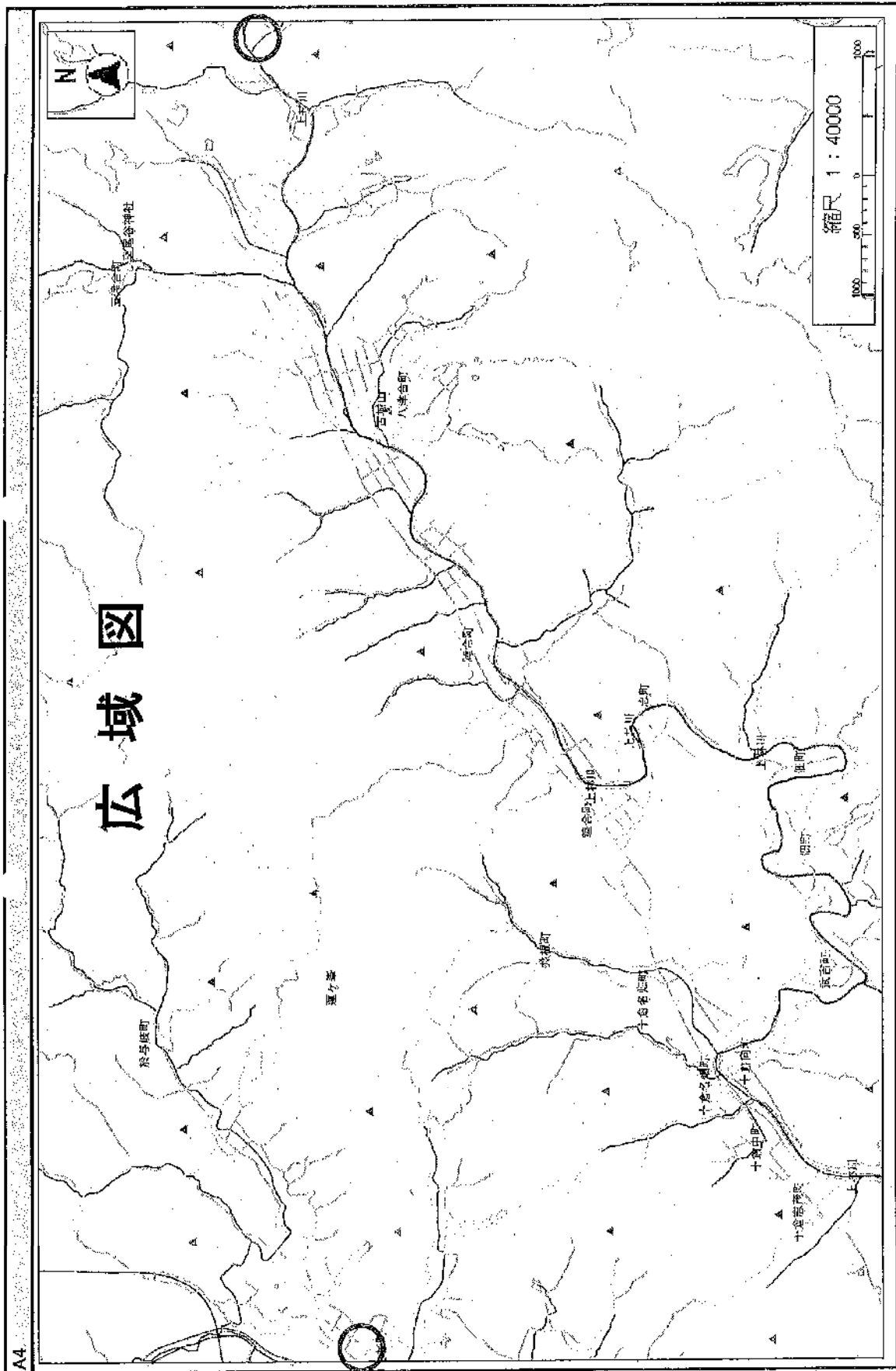
2) 主任技術者

- 1 土木工事・建築工事・管工事のいずれかで技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 (1) 3)の1に規定する期間。
 (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。

- (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)
- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 3 2 号

綾部市職員採用試験を次により実施します。

令和 4 年 5 月 1 7 日

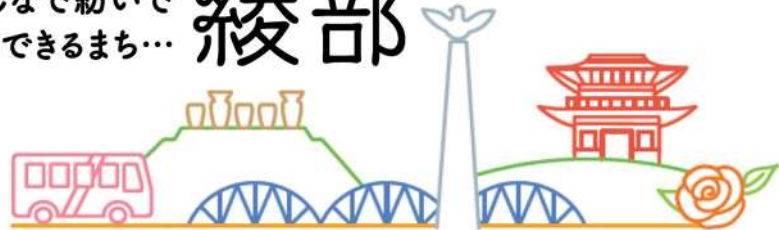
綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和 4 年度綾部市職員採用試験を、別紙要項のとおり実施します。
- 2 本試験の合格者は、「令和 4 年度・令和 5 年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載し、第 3 次試験合格発表以後必要に応じ採用します。

令和4年度 第1回 職員採用試験



一人ひとりの幸せをみんなで紡いで
実現できるまち… 綾部



募集職種

- 事務職員 ・ 事務職員(デジタル人材) ・
- 保育士 ・ 精神保健福祉士 ・ 保健師 ・
- 土木技師 ・ 建築技師 ・ 消防職員 ・
- 文化財技師(埋文)

1 試験区分、採用予定人員、受験資格及び職務内容

試験区分	採用予定人員	受験資格	職務内容
事務職員	若干名	平成6年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学(同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和5年3月までに卒業見込みの方	一般事務に従事
事務職員 (デジタル人材)	若干名	昭和62年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和5年3月までに卒業見込みの方で、専門課程(IT系)を修得した方又は修得見込みの方	情報系システム関係業務に従事
保育士	若干名	平成6年4月2日以降に生まれた方で、保育士、幼稚園教諭の両方の資格を有する方、又は採用までに両方の資格を取得見込みの方 なお、資格取得見込みでこの採用試験に合格した方が、採用までに資格取得ができなかった場合は、採用されません	乳幼児の保育に従事
精神保健福祉士	1名	昭和62年4月2日以降に生まれた方で、精神保健福祉士の資格を有する方又は採用までに資格取得見込みの方 なお、免許取得見込みでこの試験に合格した方が、令和5年に実施される国家試験に不合格になった場合は、採用されません	福祉関係業務に従事
保健師	若干名	昭和62年4月2日以降に生まれた方で、保健師の免許を有する方、又は採用までに免許取得見込みの方 なお、免許取得見込みでこの試験に合格した方が、令和5年に実施される国家試験に不合格になった場合は、採用されません	保健関係業務に従事
土木技師	若干名	昭和62年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和5年3月までに卒業見込みの方で、専門課程(土木)を修得した方又は修得見込みの方	土木関係業務に従事
建築技師	若干名	(1)昭和62年4月2日以降に生まれた方で、建築士(1級又は2級)の免許を有する方 (2)昭和62年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和5年3月までに卒業見込みの方で、専門課程(建築)を修得した方又は修得見込みの方	建築関係業務に従事
消防職員	若干名	平成6年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学(同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和5年3月までに卒業見込みの方	消防・救急業務に従事
文化財技師	1名	昭和62年4月2日以降に生まれた方で、学芸員資格を有する方、又は採用までに取得見込みの方で、埋蔵文化財の調査、保存及び展示等に関する専門的知識を有する方 なお、資格取得見込みでこの試験に合格した方が、採用までに資格取得ができなかった場合は、採用されません	文化財(埋蔵文化財)関係業務に従事

※注意 令和5年3月末日までに高等学校を卒業する見込みの方は、新規高等学校卒業者の就職に関する申し合わせの趣旨に鑑み、この第1回試験を受験することはできません。第2回試験は、令和4年9月実施（7月下旬綾部市HPにて詳細発表）予定です。

※すべての職種において地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

～ 地方公務員法第16条（抄） ～

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

～ 綾部市の求める人物像 ～

“一人ひとりの幸せをみんなで紡いで実現できるまち・・・綾部”を目指し、綾部市職員として基本的な心構えと、常に市民の目線に立って熱意を持って職務に取り組める人材を求めています。

- (1) 人権意識の高い人間性豊かな職員
- (2) 市民から信頼される職員
- (3) 組織を活性化し、積極的に自己啓発に取り組む職員
- (4) 時代の変化に対応できる職員

2 試験の日時及び場所

	日 時	場 所
第1次試験	令和4年7月10日（日） 午前9時30分 （受付：午前9時から）	綾部市役所 （綾部市若竹町）
第2次試験	令和4年8月中旬頃 ※詳細は、第1次試験合格者に文書で通知します。	
第3次試験	令和4年9月中旬頃 ※詳細は、第2次試験合格者に文書で通知します。	

※ 自然災害や新型コロナウイルス感染症の影響等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。その場合は、綾部市ホームページ(<http://www.city.ayabe.lg.jp/>)でお知らせします。

3 試験の内容

試 験 内 容		
第1次試験	一般教養試験 （全職種共通）	公務員として必要な一般知識及び教養についての筆記試験（社会、人文に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能）択一式。出題数40題。試験時間120分。試験問題は学歴別。
	適性検査 （全職種共通）	職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる筆記試験。出題数100題。試験時間10分。
	専門試験 （土木技師） （建築技師）	専門的知識についての筆記試験。択一式。出題数30題。試験時間90分～120分。試験問題は学歴別。

第2次試験	作文試験 (全職種共通)	文章表現力、課題に対する理解力、文章構成力等についての試験
	面接試験 (全職種共通)	人物評価
	体力測定 (消防職員)	体力診断テスト(握力、長座体前屈、反復横とび等) 運動適正テスト(立ち幅とび、上体起こし、20mシャトルラン等)
第3次試験	面接試験 (全職種共通)	人物評価

4 受験申込手続及び申込受付期間

申込書 入手方法	<p>申込書は、市役所職員課にて配布しています。 綾部市ホームページ(http://www.city.ayabe.lg.jp/)からでもダウンロード可能です。</p>
申込方法	<p>採用試験申込書に必要事項を記入し、本人署名の上、最近6か月以内に撮影した本人の写真(上半身、無帽、正面向き)を貼り、申込先へ<u>直接持参又は郵送</u>してください。郵送で申し込まれる場合は、<u>必ず簡易書留郵便とし、表に「採用試験申込書在中」と朱書してください。</u></p> <p>※インターネット(電子メール)での申込受付は行っておりません。 ※受験票が令和4年7月1日(金)までに到着しないときは、下記の申込先までご連絡ください。</p>
申込先	<p>〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 綾部市 市長公室職員課 職員・人事担当 TEL 0773-42-4228</p>
受付期間	<p><u>令和4年5月26日(木)～令和4年6月17日(金)</u> <u>午前8時30分～午後5時15分</u></p> <p>ただし、土曜日・日曜日を除きます。 郵送・持参ともに、締切日の午後5時15分までに申込先へ到着したものに限り受け付けます。 ※受付期間終了後は、どのような理由があっても受付できません。</p>
その他	<p>身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。</p>

※採用試験申込みにより取得した個人情報については、採用試験の目的以外には利用しません。

5 合格発表

- (1) 第1次合格発表 令和4年7月29日(金)午前10時
合格者本人に通知するほか、次の方法により合格者の受験番号のみ発表します。
○綾部市ホームページ(掲載期間:令和4年8月9日(火)午後5時まで)
<http://www.city.ayabe.lg.jp/> ※電話等による合否の問い合わせには応じられません。
- (2) 第2次合格発表 受験者本人に合否を通知します。
- (3) 最終合格発表 受験者本人に合否を通知します。



6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、「令和4年度・令和5年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載され、原則として令和5年4月1日に採用されますが、すでに基準学歴の学校を卒業されている方は、令和4年度中の採用になる場合があります。なお、令和4年度・令和5年度綾部市職員採用候補者名簿は、令和6年3月31日まで有効です。
- (2) 保育士、精神保健福祉士、保健師及び文化財技師合格者については、免許及び資格取得見込みでこの採用試験に合格した方が、令和5年3月末日までに資格が取得できなかった場合は、採用される資格を失います。
- (3) 最終合格者は、採用予定人数に辞退者を見込んだ人数に加えて、欠員等の状況に応じて採用される人(採用待機者)を含みます。
- (4) 最近では、最終合格者は本人の帰責による場合等を除いて全員採用されていますが、補欠合格者は、欠員等の状況に応じて採用を決定するため、必ずしも採用されるとは限りません。

消防職員として採用されると、消防学校で約半年間の研修を受けます。府内の他の消防本部の仲間とともに、寝食をともにしながら、消防士に必要な知識と教養を学び、災害現場で対応できる気力と体力を身に付けるための訓練等を行います。

また、消防学校卒業後は緊急時に対応するため、原則として綾部市内に居住することが必要となります。

7 給与、福利厚生等

(令和4年4月1日現在)

区 分	大学の新卒者	短期大学の新卒者	高校の新卒者
初任給 (月額)	182,200円	163,100円	150,600円

- ※1 給与は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。
- ※2 その他期末、勤勉、通勤手当等が支給されます。
- ※3 採用されるまでに条例等の改定が行われた場合は、その定めるところによります。
- ※4 既卒者については、規則で定められた基準に基づいて算出した額が初任給となります。
- ※5 採用された日から共済組合の組合員資格を取得し、医療保険や年金制度、健康管理等の福利厚生サービスを受けることができます。

8 試験結果の開示

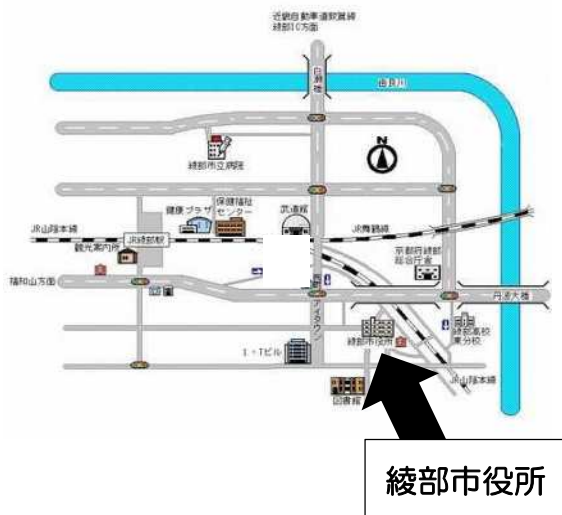
この試験結果については、綾部市個人情報保護条例第22条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票、運転免許証、学生証等）を持参の上、直接お越しください。

試験	第1次試験	第2次試験	第3次試験
開示請求できる者	不合格者	不合格者	不合格者
開示内容	第1次試験の順位及び総合得点	第2次試験の順位及び総合得点	第3次試験の順位及び総合得点
開示期間	令和4年7月29日（金）から1か月間（ただし、土、日曜日及び祝日を除く。）	第2次試験合格発表の日（通知の日）から1か月間（ただし、土、日曜日及び祝日を除く。）	最終合格発表の日（通知の日）から1か月間（ただし、土、日曜日及び祝日を除く。）
開示場所等	綾部市役所本庁舎2階（綾部市市長公室職員課） 午前8時30分（開示期間の初日は午前10時）から午後5時15分まで		

試験会場（綾部市役所）案内図

* 試験会場は駐車場に限りがあります。できるだけ公共交通機関をご利用ください。



【徒歩の場合】

JR綾部駅より約15分

【あやバスの場合】

JR綾部駅よりあやバス志賀南北線「市役所前」下車すぐ。

または、あやバス上林線、志賀南北線、東西線、西坂線、篠田桜が丘線、黒谷線、西八田線、紫水ヶ丘公園線

「西町二丁目」下車
徒歩約4分



■問い合わせ先■

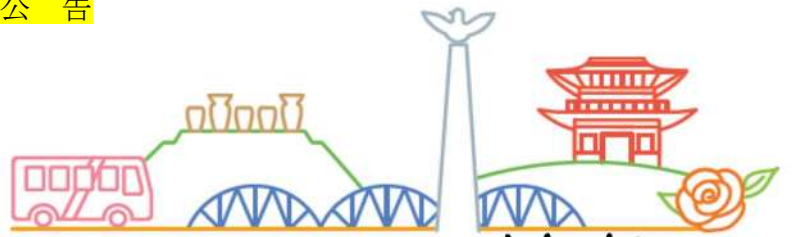
〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市 市長公室 職員課 職員・人事担当

TEL 0773-42-4228





一人ひとりの幸せをみんなで紡いで
実現できるまち…綾部

令和4年度

綾部市職員採用試験 《社会人経験枠》

事務職員（デジタル人材）・保健師・土木技師・建築技師



1 試験区分、採用予定人員、受験資格及び職務内容

試験区分	採用予定人員	受験資格	職務内容
事務職員 (デジタル人材)	若干名	昭和52年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校及び高等学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業した後、情報系システム関係の保守業務に通算して3年以上の職務経験を有する方	情報系システム業務に従事
保健師	若干名	昭和52年4月2日以降に生まれた方で、保健師の免許を有する方のうち通算して3年以上保健師業務の職務経験を有する方	保健関係業務に従事
土木技師	若干名	昭和52年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方(学歴は問わない。)のうち通算して3年以上土木関係の設計業務、施工管理等の職務経験を有する方	土木関係業務に従事
建築技師	若干名	(1) 昭和52年4月2日以降に生まれた方で、建築士(1級又は2級)の免許を有する方のうち民間企業等に通算して3年以上勤務した経験のある方 (2) 昭和52年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方(学歴は問わない。)のうち通算して3年以上建築関係の設計業務、施工管理等の職務経験を有する方	建築関係業務に従事

<職務経験について(全職種共通)>

民間企業等における職務経験には、民間企業の従業員、公務員、自営業者等として就業していた期間が該当します。ただし、以下の点に注意してください。

- ①「通算3年以上の職務経験」とは、令和4年3月31日までに、週30時間以上の勤務実績が通算で3年以上であることを要します。なお、休業等(1ヶ月以上の病気休暇、育児休業)の期間は、勤務実績として通算できません。
- ②職務経験が複数期間の場合は、通算できます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合はいずれか一の職歴に限ります。
- ③設計又は施工管理の経験とは、土木又は建築構造物の築造・改修工事についての設計や、監理技術者、現場代理人等としての施工管理経験が該当します。

※すべての職種において地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

～ 地方公務員法第16条(抄) ～

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

～ 綾部市の求める人物像 ～

“一人ひとりの幸せをみんなで紡いで実現できるまち・・・綾部”を目指し、綾部市職員として基本的な心構えと、常に市民の目線に立って熱意を持って職務に取り組める人材を求めています。

- (1) 人権意識の高い人間性豊かな職員
- (2) 市民から信頼される職員
- (3) 組織を活性化し、積極的に自己啓発に取り組む職員
- (4) 時代の変化に対応できる職員

2 試験の内容

区 分	試 験 内 容
第1次試験	書類選考試験：エントリーシートを審査し、合格基準点に達する者を選考
第2次試験	作文試験：文章表現力、課題理解力、文章構成力を評価 面接試験：人物評価
第3次試験	理事者面接試験：人物評価

3 受験申込手続



エントリーシート入手方法	綾部市ホームページ (http://www.city.ayabe.lg.jp/) からエントリーシートをダウンロードしてください。 *プリントアウトする場合は、必ずA4版サイズの白紙に黒色インクで印刷してください。 *ダウンロードできない場合は職員課までご連絡ください。
申込方法	エントリーシートに必要事項を記入し、本人署名の上、最近6か月以内に撮影した本人の写真(上半身、無帽、正面向き)を貼り、下記申込先へ <u>直接持参又は郵送</u> してください。 郵送で申し込まれる場合は、 <u>必ず簡易書留郵便とし、表に「採用試験エントリーシート在中」と朱書</u> してください。 ※インターネット(電子メール)での申込受付は行っておりません。
申込先	〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 綾部市 市長公室職員課 職員・人事担当 TEL 0773-42-4228

受付期間	<p>随時受け付けます。*定員に達し次第、受付を締め切ります。</p> <p>*持参の場合：土曜日・日曜日・祝日を除きます。</p> <p>受付時間は午前8時30分～午後5時15分です。</p>
その他	<p>身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。</p>

※試験申込みにより取得した個人情報については、採用試験の目的以外には利用しません。

4 合格発表

- (1) 第1次合格発表 受験者本人に合否を文書で通知します。
- (2) 第2次合格発表 受験者本人に合否を文書で通知します。
- (3) 最終合格発表 受験者本人に合否を文書で通知します。

※電話等による合否の問い合わせには応じられません。



5 採用時期

随時採用（相談に応じます。）又は令和5年4月1日とします。

6 給与、福利厚生等

（令和4年4月1日現在）

区 分	大学の新卒者	大卒 32歳 職務経験10年
初任給 (月額)	182,200円	270,200円

- ※1 給与は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。
- ※2 その他期末、勤勉、通勤手当等が支給されます。
- ※3 採用されるまでに条例等の改定が行われた場合は、その定めるところによります。
- ※4 既卒者については、規則で定められた基準に基づいて算出した額が初任給となります。
- ※5 採用された日から共済組合の組合員資格を取得し、医療保険や年金制度、健康管理等の福利厚生サービスを受けることができます。

■問い合わせ先■
 〒623-8501
 京都府綾部市若竹町8番地の1
 綾部市 市長公室 職員課 職員・人事担当
 TEL0773-42-4228

綾部市公告第 3 3 号

綾部市 RPA 及び AI-OCR 導入支援業務委託に関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は参加表明書等を提出してください。

令和 4 年 5 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市 RPA 及び AI-OCR 導入支援業務について、委託業者の選定にあたり別添「綾部市 RPA 及び AI-OCR 導入支援業務委託に関する公募型プロポーザル実施要項」に基づき実施します。

綾部市 RPA 及び AI-OCR 導入支援業務委託
に関する公募型プロポーザル実施要項

令和 4 年 5 月

綾部市企画総務部行政デジタル推進課

1. 目的

この要項は、本市にRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）及びAI-OCRを導入するにあたり、導入スキームや運用ノウハウを有する民間事業者からの支援により事業を効果的に推進するため、RPA及びAI-OCR導入支援業務を実施する事業者の選定に必要な事項を定めることを目的とします。

2. 業務概要

(1) 業務名

綾部市RPA及びAI-OCR導入支援業務委託

(2) 業務内容

別添1「綾部市RPA及びAI-OCR導入業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(3) 業務期間

契約締結日から令和5年3月31日（木）まで

(4) 委託上限額

6,481,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

参加資格の確認基準日は、本業務の募集開始日とし契約締結までの期間に資格要件を欠くような事態が生じた場合、契約締結は行わないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225条）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、若しくは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 綾部市暴力団等排除措置要綱（平成23年綾部市告示第10号）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当しないこと。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触しないこと。
- (5) 国税及び本市市税を滞納していないこと。
- (6) 本市から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 過去5年間に本業務と同種もしくは類似業務の実績を有していること。なお、実績については現在業務実施中のものも含むものとする。

4. 募集及び選定スケジュール

本業務のプロポーザルに関するスケジュールは次のとおりとする。なお、スケジュール

に変更が生じた場合は、参加者に対し、改めて期日を通知する。

期日	項目	備考
令和4年5月30日（月）	公募開始	市ホームページ及び公告
令和4年6月6日（月） 午後5時	質問書提出期限	電子メール
令和4年6月9日（木）	質問書回答	電子メール（必要に応じて市ホームページ）
令和4年6月15日（水） 午後5時	参加申請期限	持参又は郵送
令和4年6月16日（木）	一次審査（書類審査）	参加者が4者以上あった場合のみ 第一次選定委員会が実施
令和4年6月21日（火）	一次審査結果通知及び二次審査案内	郵送及び電子メール
令和4年6月30日（木） 午後	二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）	第二次選定委員会が実施 ※新型コロナウイルスの感染状況によってはZoomによるオンライン開催
令和4年7月7日（木）	二次審査結果通知	郵送及び電子メール
令和4年7月下旬	契約協議・契約締結	

5. 質問書の提出

本事業の内容について質問のある場合は、質問書（様式第5号）を電子メールにて提出すること。質問は取りまとめて電子メールで回答するが、必要に応じて綾部市ホームページでも公表を行う。ただし、質問書提出期限は令和4年6月6日（月）午後5時必着とし、期限後の質問に関しては一切受け付けない。

6. 参加申請手続

本事業のプロポーザルに参加を希望する者は、次に定める書類を提出すること。

（1）提出書類

- ①参加表明書（様式第1号）
- ②企業概要書（様式第2号）
- ③業務実績書（様式第3号）
- ④業務実施体制書（様式第4号）
- ⑤企画提案書（任意様式）
- ⑥見積書（様式第6-1号、様式第6-2号）
- ⑦見積明細書、積算内訳書（任意様式）
- ⑧財務諸表

- ⑨ 登記簿謄本
- ⑩ 納税証明書
- (2) 企画提案書等に関する事項
 - ① 様式等
 - ・用紙の規格は、A4判縦一横書きとします。
 - ・文章を補完するために、写真、イラスト、図面等を使用しても構いません。
 - ② 提案項目
 - ア RPAについて
 - I. RPAソフトウェアについて
 - II. RPA導入効果をより高めるための指導・助言について
 - III. 導入研修について
 - IV. 契約期間中における技術的支援について
 - イ AI-OCRについて
 - I. AI-OCRソフトウェアについて
 - II. AI-OCR導入効果をより高めるための指導・助言について
 - III. 導入研修について
 - IV. 契約期間中における技術的支援について
 - ③ 業務実施体制等について
 - ・総括責任者および業務担当者について
 - ・業務実施体制について
 - ④ 業務実施スケジュールについて
- (3) 見積書に関する事項

提出する見積書は下記のとおりとする。

 - ① 令和4年度に導入及び支援にかかるイニシャルコストは、業務概要2の(4)の委託料上限額の範囲内とすることとし、様式第6-1号を用いて提出すること。
 - ② 令和5年度以降に必要と想定される(ライセンス、保守料等)ランキングコストは、様式第6-2号を用いて年額費用として提出すること。
 - ③ 明細書、積算内訳書(任意様式)を添付のこと。
 - ④ 正本には必ず日付記載、代表者印押印のこと。
- (4) 提出書類の部数

正本1部、副本9部(副本については写し可とする。)
- (5) 提出方法

持参又は郵送(持参の場合は平日午前9時～午後5時までとする。郵送は書留郵便により提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出する場合は提出期限までに電話により連絡すること。)

提出書類様式は綾部市ホームページより入手すること。
- (6) 提出期限

令和4年6月15日(水)午後5時必着

(7) 提出先

綾部市役所行政デジタル推進課（12.事務局（問い合わせ先）参照）

7. 一次審査の概要

(1) 選定方法

参加者が4者以上の場合、選定委員会において提出書類を基に書類審査を行い、上位3者を選定する。

(2) 実施日

令和4年6月16日（木）

(3) 審査基準

① 審査項目・配点

項 目	配 点
①企業概要、業務実績、業務遂行能力	10点
②業務体制	10点
③業務の全体フロー、スケジュール等の適格性	10点
④提案内容等の適格性	10点
⑤見積金額	10点
合 計	50点

② 審査項目ごとの採点基準

配 点	特に優れて いる	優 れ て い る	普 通	やや劣る	劣 る
10点	10	8	6	4	2

(4) 審査結果の通知

審査結果は、参加者に対して文書及び電子メールで通知を行う。なお、参加者が3者以下のため一次審査を行わなかった場合もその旨通知を行う。

通知予定日：令和4年6月21日（火）

(5) 留意事項

審査結果に係る、電話等による問い合わせには応じないものとする。

参加者は審査結果に対して異議を申し立てることはできない。

8. 二次審査の概要

(1) 選定方法

一次審査通過者（参加者が3者以下の場合は参加者）の中から、提出書類に記載された内容等に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにより、第2次選定委員会において審査し、最高得点を得た者を優先交渉権者として選定する。

(2) 実施日

令和4年6月30日（木）午後

※詳細は一次審査結果と併せて通知する。

※新型コロナウイルスの感染状況によっては Zoom によるオンライン開催

※通知予定日：令和4年6月21日（火）

(3) 実施方法

- ①参加人数は特に制限しないが、最小限に留めること。
- ②持ち時間は1提案者あたり30分程度とし、あらかじめ提出された書類に基づくプレゼンテーション20分及びヒアリング10分を目安とする。
- ③市が想定する業務フロー（別紙1：転入・転居・転出届等住民異動届入力作業フロー及び、別紙2：住民異動届）を基にプレゼンテーションを行うこと。
- ④提出された書類以外に別途プレゼンテーション用の資料を作成しないこと。

(4) 審査基準

①企画提案の審査項目および配点は以下のとおりです。

審査項目・審査の視点	順位（1位～3位）		
	A社	B社	C社
R P A 及び AI—OCR について			
・選定した R P A 及び AI—OCR のソフトウェアについて、その実績や性能、特に優れている点、導入コストなど、その製品を提案する理由の優劣はどうか。 ・本市が提示した業務フローに基づいた提案になっているか。			
導入効果をより高めるための指導・助言について			
・指導・助言の実施方法・回数など、R P A の導入効果をより高めることができる内容か。			
導入研修について			
・R P A 管理者養成研修は、R P A 導入対象業務の選定から運用まで、業務所管課と円滑かつ適切に協議・連携できる内容か。 ・R P A シナリオ作成研修は、シナリオ作成や変更について、被研修者が自ら対応できる内容になっているか。 ・研修を担当する講師の経験は十分か。			
契約期間中における技術的支援について			
・事業の円滑な推進に資する内容か。			
業務実施体制等について			
・業務の履行にあたり、総括責任者、業務従事者等の体制や役割分担など実施体制が明確になっ			

ているか。 ・業務実施スケジュールに無理はないか。			
過去の実績等 ・当該業務の円滑な実施が期待できる過去の実績等があるか(総括責任者および業務担当者の実績を含む)			
見積価格			
順位合計数			

②審査基準

◎ 3者より順位付けを行い、最も合計数が少ない者が優先交渉権を得る。

最も合計数が少ない応募者が複数となった場合、委員全員による投票によって選定する。

なお、投票によっても同得票となり、決しない場合は、選定委員会委員長が決する。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、参加者に対して文書及び電子メールで通知を行う。

通知予定日：令和4年7月7日（木）

(6) 留意事項

①審査結果に係る、電話等による問い合わせには応じないものとする。

②提案者は審査結果に対して異議を申し立てることはできない。

9. 契約協議及び契約締結

(1) 「8. 二次審査の概要」に基づき選定された優先交渉権者と契約締結に向けた交渉を行う。

(2) 本プロポーザルは、優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約する業務内容は必ずしも企画提案内容に沿って実施するものではない。契約締結時において、優先交渉権者と本市との協議により改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成するものとする。

(3) 契約交渉の結果、合意に至らなかった場合または「10. 失格事項」に該当する行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて交渉を行う。

(4) 契約締結手続きは本市の契約規則に定める方法で行う。

10. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 提出期限を過ぎて提出された場合

(2) 同一の者が2つ以上の提出書類を提出した場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 委託料上限額を超えた場合
- (6) 応募資格の要件を満たさなくなった場合
- (7) 提案に対して談合等、不正行為があった場合
- (8) その他選定委員会が不適切と認めた場合

1 1. その他留意事項

- (1) 提出書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリング等、本業務のプロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとする。なお、書類等の返却は行わない。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行うが、提出書類は公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。
- (4) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。
- (5) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (6) 参加申請受理後、やむを得ず参加を取りやめる場合については、参加辞退届（任意様式）を必ず提出すること。
- (7) 電子メールの通信事故等について、本市はいかなる責任も負わない。

1 2. 事務局（問い合わせ先）

〒623-8501 京都府綾部市若竹町 8 番地の 1
綾部市企画総務部行政デジタル推進課行政デジタル推進担当
TEL：0773-42-4223
FAX：0773-42-4406
MAIL：gyoseidigital@city.ayabe.lg.jp

(様式第1号)

令和 年 月 日

綾 部 市 長 様

住 所
商号又は名称
法人番号
代表者職氏名

㊞

参加表明書

下記の業務について、提案資格の要件を満たしていることを確認した上で、プロポーザルへの参加を表明します。

また、本書及び添付書類等の内容については事実と相違ないことを誓約します。

業務名：綾部市 RPA 及び AI-OCR 導入支援業務プロポーザル

1. 参加意向申出者

商号又は名称	
法人番号	
代表者職氏名	
住所	〒

2. 書類送付等連絡先

担当者所属	
担当者氏名	
住所	〒
電話・FAX番号	電 話：
	F A X：
電子メールアドレス	

(様式第2号)

企業概要書

商号又は名称				
法人番号				
代表者氏名				
所在地				
電話番号		F A X 番号		
設立年月日				
貸借対照表総資本額				
損益計算書税引前当期利益				
常勤職員の数	技術職員	事務職員	その他の職員	合 計
	人	人	人	人
主たる営業品目				
本業務に係る部署名				
代表者氏名				
所在地				
電話番号		F A X 番号		
取扱業務				
その他特記すべき事項				

※令和4年4月1日時点の数値を記載すること。

※企業概要が分かる資料等があれば適宜添付すること。

※貸借対照表総資本額、損益計算書税引前当期利益は、直前営業年度の数値を記載すること。

(様式第3号)

業務実績書

商号又は名称	
法人番号	

業務実績①

発注者	
委託業務名	
業務内容	
契約期間	
契約金額 (税込)	

業務実績②

発注者	
委託業務名	
業務内容	
契約期間	
契約金額 (税込)	

※過去5年間（平成29年4月1日以降）において、地方公共団体における同種・類似の事業に関する業務の履行実績を記載すること。

※各々に係る契約書の写しなど業務概要が分かる資料を添付すること。

※本調書は業務実績数に応じて複写して使用すること。

(様式第4号)

業務実施体制書

商号又は名称	
法人番号	

①総括管理者

氏名	
役職・年齢	(才)
保有資格	
業務経験日数	
主な業務実績①	業務名：
	内 容：
主な業務実績②	業務名：
	内 容：

②業務担当者

氏名	
役職・年齢	(才)
保有資格	
業務経験日数	
主な業務実績①	業務名：
	内 容：
主な業務実績②	業務名：
	内 容：

※契約期間を通して本業務に従事する総括管理者及び業務担当者を記載すること。

※本調書は担当者的人数に応じて複写して使用すること。

(様式第5号)

質問書

商号又は名称	
法人番号	

下記の業務に関する公募型プロポーザルについて、質問します。

業務名：綾部市 RPA 及び AI-OCR 導入支援業務プロポーザル

質 問 事 項	質 問 内 容

※質問内容が容易に理解できるよう、出来る限り具体的に記載すること。

※質問書は、令和4年6月9日（木）午後5時（必着）までに提出すること。

※質問を受け付けたらその旨を電子メールで返信します。返信がない場合は電話等で確認してください。

※質問がない場合は提出不要です。

質問書提出先: gyoseidigital@city.ayabe.lg.jp (綾部市企画総務部行政デジタル推進課)

(様式第 6 - 1 号)

見 積 書

金 額	
事 業 名	綾部市 R P A 及び A I - O C R 導入業務
見 積 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 年度に導入及び支援にかかるイニシャルコストを見積すること。 ・見積金額は税別金額を記入すること。
<p>上記のとおり、綾部市 R P A 及び A I - O C R 導入支援業務プロポーザル実施要項及び綾部市 R P A 及び A I - O C R 導入業務仕様書を熟覧し見積の諸条件を諾の上、見積いたします。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">令 和 4 年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">綾 部 市 長 山 崎 善 也 様</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">住 所</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">氏 名 Ⓜ</p>	

(様式第 6 - 2 号)

見 積 書

金 額	
事 業 名	綾部市 R P A 及び A I - O C R 導入業務
見 積 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年度以降に必要と想定される（ライセンス、保守料等）ランキングコストの年額費用を見積すること。 ・見積金額は税別金額を記入すること。
<p>上記のとおり、綾部市 R P A 及び A I - O C R 導入支援業務プロポーザル実施要項及び綾部市 R P A 及び A I - O C R 導入業務仕様書を熟覧し見積の諸条件を諾の上、見積いたします。</p> <p>令和 4 年 月 日</p> <p>綾 部 市 長 山 崎 善 也 様</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 ㊟</p>	

綾部市 RPA 及び AI-OCR 導入支援業務委託仕様書

1 目的

本市に、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）及び AI-OCR を導入するにあたり、円滑な導入および自主的な運用が可能となるよう支援することを目的とする。

2 業務名

綾部市 RPA 及び AI-OCR 導入支援委託業務

3 契約期間

契約締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

4 業務内容

(1) RPA

① RPA ソフトウェアの選定およびライセンスの提供等

次の要件を満たす RPA ソフトウェアを選定し、シナリオ編集・実行に必要なライセンスを提供すること。

ア. ユーザーインターフェースが日本語で表示されていること。

イ. シナリオ作成にあたり、キーボードやマウスを使った打鍵操作による記録、またはフローの記述による記録に対応していること。

ウ. 条件分岐や繰り返し処理の記録に対応していること。

エ. 作成したシナリオは、使用できる端末を増設した際に端末間で共有できること。

オ. 情報処理技術に精通していない本市職員であっても、シナリオの作成、修正等が容易に行えるような簡便なユーザーインターフェースを備えていること。

カ. シナリオの実行が停止した場合に停止箇所がわかる等、原因究明が容易であること。

キ. シナリオの作成及び実行が可能な製品を 1 ライセンス、実行のみが可能な製品を 1 ライセンス提供することとし、市が指定する下記端末に対して、RPA ソフトウェア設定及び動作検証等を行うこと。なお、受注者において委託料の範囲内でライセンスを超えて提案することも差し支えないものとする。

市が指定する端末

仕様	型式	ビジネス用 A4 ノート型 PC
	OS	Windows 10 Pro (64bit)
	CPU	インテル® Core™ i5 プロセッサー
	メモリ	8GB
	内臓 SSD	SATA 128GB
	液晶	15.6 型 フル HD

光学ドライブ	DVD-ROM
キーボード	テンキー付キーボード
通信	有線 : 1000Base-T 無線 : IEEE802.11ac/a/b/g/n 準拠、Bluetooth 搭載
インターフェース	USB3.1 × 3、USB3.1 type-C × 1 HDMI ポート
Microsoft office	Microsoft Office Personal 2019
OS ライセンス	Windows 10 Enterprise 2019 LTSC 64ビット

② R P A導入効果をより高めるための指導・助言

R P A導入効果をより高めるため、業務可視化、業務フロー最適化、シナリオ作成および導入効果測定に関し、必要な指導・助言を行うこと。

なお、業務可視化、業務フロー作成、シナリオ作成および導入効果測定については、本市職員が主体的に行うものとする。

③ 導入研修の実施

ア. R P A管理者養成研修の実施

R P A導入対象業務の選定から運用まで、業務所管課と円滑かつ適切に協議・連携できるR P A管理者を養成するための研修を実施すること。

研修は、本市職員のみで、R P Aの導入企画から運用までの対応ができるよう、R P A管理者として必要な知識を習得できる内容とすること。

なお、研修を務める講師は、当該研修の実施にあたり、必要な経験を有する者とする。

実施方法・回数：提案による

受講者数：行政デジタル推進課職員 3名

実施場所：綾部市役所本庁舎内

イ. 業務所管課向けR P Aシナリオ作成研修の実施

R P A導入後、シナリオの作成や変更について、被研修者が対応できるよう、シナリオ作成に関する研修を実施すること。

研修は、本市職員のみで、シナリオ作成や変更に必要なR P Aソフトウェアの基本的な操作方法や運用方法について習得できる内容とすること。

なお、研修を務める講師は、当該研修の実施にあたり、必要な経験を有する者とする。

ること。

実施回数：半日程度の研修を2回以上

受講者数：業務所管課職員5名程度/回

実施場所：綾部市役所本庁舎内

④ 契約期間中における技術的支援

契約期間中、以下のような状況が発生した場合に技術的支援を行うこと。

なお、その支援にあたっては、必要な経験や資格を有している者が行うこと。

ア. 軽微な問い合わせや質問については、随時、オフサイトサービス（電子メール等）による技術的支援を行うこと。

イ. 本市職員だけでは対応することが困難な事象が発生した場合については、適宜オンサイトサービスによる技術的支援を行うこと。

(2) AI-OCR

① AI-OCR ソフトウェアの選定およびライセンスの提供等

ア. オンプレミスに対応した製品を提案すること。

イ. 調達するAI-OCRにおいては、製品すべてのユーザーインターフェイスが日本語で表示されると共に、技術サポート対応・製品マニュアルすべてが日本語対応の製品であること。

ウ. 基幹系ネットワークに接続の既設スキャナ（複合機等）を利用してデータを取得しそのデータからOCRで読取り、電子データ化できること。

エ. 読取精度を上げるための補正等の設定を行えること。

オ. 読み取ったデータは、導入するRPAツールと連携できること。

カ. 自由記載欄の読み取りで、複数行のテキストを読み取ることができること。

キ. 一次元バーコード及び二次元バーコードの読取が可能であること。

ク. 市が指定する端末に対して、AI-OCR のソフトウェア設定及び動作検証等を行うこと。

市が指定する端末

仕様	型式	ビジネス用 A4 ノート型 PC
	OS	Windows 10 Pro (64bit)
	CPU	インテル® Core™ i5 プロセッサー
	メモリ	8GB
	内臓 SSD	SATA 128GB
	液晶	15.6 型 フル HD
	光学ドライブ	DVD-ROM
	キーボード	テンキー付キーボード

通信	有線 : 1000Base-T 無線 : IEEE802.11ac/a/b/g/n 準拠、Bluetooth 搭載
インターフェース	USB3.1 × 3、USB3.1 type-C × 1 HDMI ポート
Microsoft office	Microsoft Office Personal 2019
OS ライセンス	Windows 10 Enterprise 2019 LTSC 64ビット

② AI-OCR 導入効果をより高めるための指導・助言

AI-OCR 導入効果をより高めるための必要な指導・助言を行うこと。

③ 導入研修の実施

ア. AI-OCR 管理者養成研修の実施

AI-OCR 導入対象業務の選定から運用まで、業務所管課と円滑かつ適切に協議・連携できる AI-OCR 管理者を養成するための研修を実施すること。

研修は、本市職員のみで、AI-OCR の導入企画から運用までの対応ができるよう、AI-OCR 管理者として必要な知識を習得できる内容とすること。

なお、研修を務める講師は、当該研修の実施にあたり、必要な経験を有する者とする。

実施方法・回数：提案による

受講者数：行政デジタル推進課職員 3 名

実施場所：綾部市役所本庁舎内

イ. 業務所管課向け AI-OCR 操作研修の実施

AI-OCR 導入後、被研修者が対応できるよう、AI-OCR の操作に関する研修を実施すること。

研修は、本市職員のみで、AI-OCR の基本的な操作方法や運用方法について習得できる内容とすること。

なお、研修を務める講師は、当該研修の実施にあたり、必要な経験を有する者とする。

実施回数：1 時間程度の研修を 2 回以上

受講者数：業務所管課職員 5 名程度/回

実施場所：綾部市役所本庁舎内

④ 契約期間中における技術的支援

契約期間中、以下のような状況が発生した場合に技術的支援を行うこと。

なお、その支援にあたっては、必要な経験を有している者が行うこと。

- ア. 軽微な問い合わせや質問については、随時、オフサイトサービス（Web、電話、電子メール等）による受付環境を用意し、迅速に技術的支援を行うこと。
- イ. 本市職員だけでは対応することが困難な事象が発生した場合については、適宜オンサイトサービスによる技術的支援を行うこと。

（３）構築環境

①RPA 導入ネットワーク環境

- 基幹系ネットワーク（マイナンバー利用事務系）に導入すること。
- インターネットには接続できないセグメントでの導入となるため、オフライン環境でもライセンス認証等の問題なく利用できるソフトウェアであること。

②AI-OCR 導入ネットワーク環境

- 基幹系ネットワーク（マイナンバー利用事務系）に導入すること。

（４）保守

- 本事業完了後、次年度以降も継続して RPA 及び AI-OCR を利用する予定であるため、保守、運用支援に関する要件は次のとおりとする。

①受注者は、市の問い合わせに対応するため次の問い合わせ窓口を設置すること。

- ア. Web、電話、電子メール等による受付環境を用意し、迅速に対応すること。
- イ. 原則として開庁日の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで受付し、問合せに対応すること。
- ウ. 問い合わせ対応等を取りまとめた報告書を作成し、市の求めに応じて提出すること。

②RPA、AI-OCR において、無償あるいは保守の範囲でバージョンアップの権利を有するものについては時期を見極め積極的に適用すること。

③保守、運用支援体制図を提示し、予定する保守会社名・所在地・保有資格等を記載すること。

④職員によるシナリオ作成、修正に対する支援について、基本は電話、メールでの対応とするが、障害時等、必要に応じてオンサイトでの対応を行うこと。

５ 成果物

- 成果物は次のとおりとし、電子データ（DVD-R または CD-R に格納）で納品すること。

- ・導入研修資料

- ・ R P A & AI-OCR 導入支援業務実績報告書
- ・ 会議録等、導入に関して作成した資料
- ・ システム操作マニュアル
- ・ 業務完了報告書

6 その他特記事項

- (1) 業務遂行に当たっては、責任者及び担当者を明らかにし、市と連絡を密に取りながら誠実に業務を履行すること。
- (2) 市からの要請に応じ、助言等を求められた際は速やかに対応すること。
- (3) 業務の履行にあたって受注者は、別紙3の「個人情報等の取扱いに関する特記仕様書」に従い、個人情報等を適切に取り扱うとともに、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項または業務の実施に係る疑義については、市と受注者が協議して実施方法等を定めるものとする。

転入・転居・転出届等住民異動届入力作業フロー

綾部市RPA及びAI-OCR導入支援業務公募型プロポーザル実施に伴う、第二次審査は下記のフローを基にプレゼンテーションを行ってください。

	No	申請者	職員	処理内容	システム名
転入・転居・転出届等住民 異動届入力作業 リードタイム(30分) 一人 30分	1	申請書提出(住民異動届)手書き 五枚複写 ※別紙2住民異動届を参照			
	2		受付	免許証などで本人確認	
	3		異動内容入力	紙で提出されたものを確認して 氏名、生年月日、性別、住民票 コード、マイナンバー、新住 所、旧住所、本籍筆頭者 入力	基幹業務支援システム
	4		入力内容の点検	基幹システムから出力された点 検帳票を、入力内容と間違いが ないか職員による点検	基幹業務支援システム
	5		確定	3、4の内容に問題がなければ、 確定	基幹業務支援システム

- ・本フローで想定する申請者が記入する様式は、別紙2住民異動届とする。
- ・本フローで想定する基幹業務支援システムは、京都府共同化利用市町村基幹業務支援システム(TOPICS NEO)とする。

住 民 異 動 届

- 異動通知書
- 転出証明書
- 転出証明書に準ずる証明書

綾部市長様

◎ボールペンで太枠の中だけ、ていねいな文字で記入して下さい。

異動事由	12	11	61	91	82	13	12	31	42	43	41	51	52	22	21	62	12	12	52	99	自治会	組	世帯番号	届出人	1本人・2世帯主・3世帯員・4代理人 ()			転出証明書					
	転入	出生	職権記載	回復	帰化	転出取消	住所設定	同居	世帯合併	世帯分離	世帯主変更	世帯項目修正	個人項目修正	転出	死亡	職権消除	30条の46転入	30条の47届出	続柄変更	新	旧	住所 綾部市	1 交付		2 回収	取扱者							
届出	令和			異動			令和			異動区分			世帯全部・一部		フリガナ世帯		ナ主																
1	新住所 (方)										新		し尿汲取変更																				
2	旧住所 (方)										旧		し尿汲取変更																				
3	本籍※1										筆頭者※2		※1・2日本人の方のみ記入して下さい																				
フリガナ氏名		生年月日		性別		世帯主との続柄		国保		後期高齢		国年		介護資格		保認定		児童手当		住民票コード		個人番号カード 変更処理		住基カード 変更処理		国籍・地域 法第30条の45区分		在留資格 在留期間等		在留カード等の番号 在留期間の満了の日		印鑑	
1			大昭平令		男女		有退 無被扶		有有 無無		有有 無無		有有 無無		有有 無無		有有 無無				有・無 記載事項変更 返納		有・無 記載事項変更 返納						有 (印鑑)				
2			大昭平令		男女		有退 無被扶		有有 無無		有有 無無		有有 無無		有有 無無		有有 無無				有・無 記載事項変更 返納		有・無 記載事項変更 返納						有 (印鑑)				
3			大昭平令		男女		有退 無被扶		有有 無無		有有 無無		有有 無無		有有 無無		有有 無無				有・無 記載事項変更 返納		有・無 記載事項変更 返納						有 (印鑑)				
4			大昭平令		男女		有退 無被扶		有有 無無		有有 無無		有有 無無		有有 無無		有有 無無				有・無 記載事項変更 返納		有・無 記載事項変更 返納						有 (印鑑)				
5			大昭平令		男女		有退 無被扶		有有 無無		有有 無無		有有 無無		有有 無無		有有 無無				有・無 記載事項変更 返納		有・無 記載事項変更 返納						有 (印鑑)				
※外国人住民の方は西暦で記入しても差しつかえありません																																	
修 正												介保連絡												備 考									

綾部市公告第 3 4 号

綾部市立病院西館エレベーター改修事業、綾部市立病院西館エレベーター改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和 4 年 5 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 4 2 4 号
- (2) 工 事 名 綾部市立病院西館エレベーター改修工事
- (3) 工事場所 綾部市青野町（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、綾部市立病院西館エレベーターの老朽化に伴う改修をするものです。病院内の工事で工程等の施工制約もあり、利用者や職員への安全確保や環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 エレベーター改修
 - 1 号機改修 一式
 - 2 号機改修 一式
 - 3 号機改修 一式
- (6) 予定工期 令和 4 年 6 月 2 8 日から
令和 5 年 3 月 2 4 日まで（2 7 0 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者とします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 令和 4 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に建築工事の A 等級で登録されており、令和 4 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第 1 5 条の規定による特定建設業の許可を建築工事について受けているものであること。
- (4) 令和 4 年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、建築工事の総合評点が 7 5 0 点以上であること。
- (5) 建築工事に係る綾部市発注工事で、令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 5 点に満たない評定を受けていないこと。

- (6) 請負金額1,000万円以上(合併発注や特命随契との合計額でも可)の建築工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (7) 建築工事に係る技術者を、主任技術者として工事現場に配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、主任技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 公募型指名競争入札参加申請書

- ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」(別記様式-1)とともに「公募型指名競争入札参加申請書」(別記様式-2)2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 技術資料及び資格者証等の写し

- ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。
紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」(別記様式-3)及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
- ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。(コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。)
- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、主任技術者の法令による免許欄には、2(7)に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2(8)を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年5月30日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は340円です。

(2) 入札参加申請書の受付

- ①期間 令和4年6月2日(木)午前9時から午後6時まで
令和4年6月3日(金)午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で6月2日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

- (1) 入札通知書及び非指名通知書については、令和4年6月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

- ①期間 令和4年6月9日(木)から
令和4年6月10日(金)正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。
- ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和4年6月13日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①期間 令和4年6月17日(金)午前9時から午後6時まで
令和4年6月20日(月)午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は6月17日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月20日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年6月21日（火）午前9時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 配置予定の現場代理人、主任技術者が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。
- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1
所 在 地 京都府綾部市若竹町 8 - 1
綾部市役所本庁東 3 階
電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)
FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)
E - mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑩

電 話 番 号
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓
約します。

記

工事番号
工 事 名
工事場所
添付書類

技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

様式 - 3

技 術 資 料

住 所

名 称

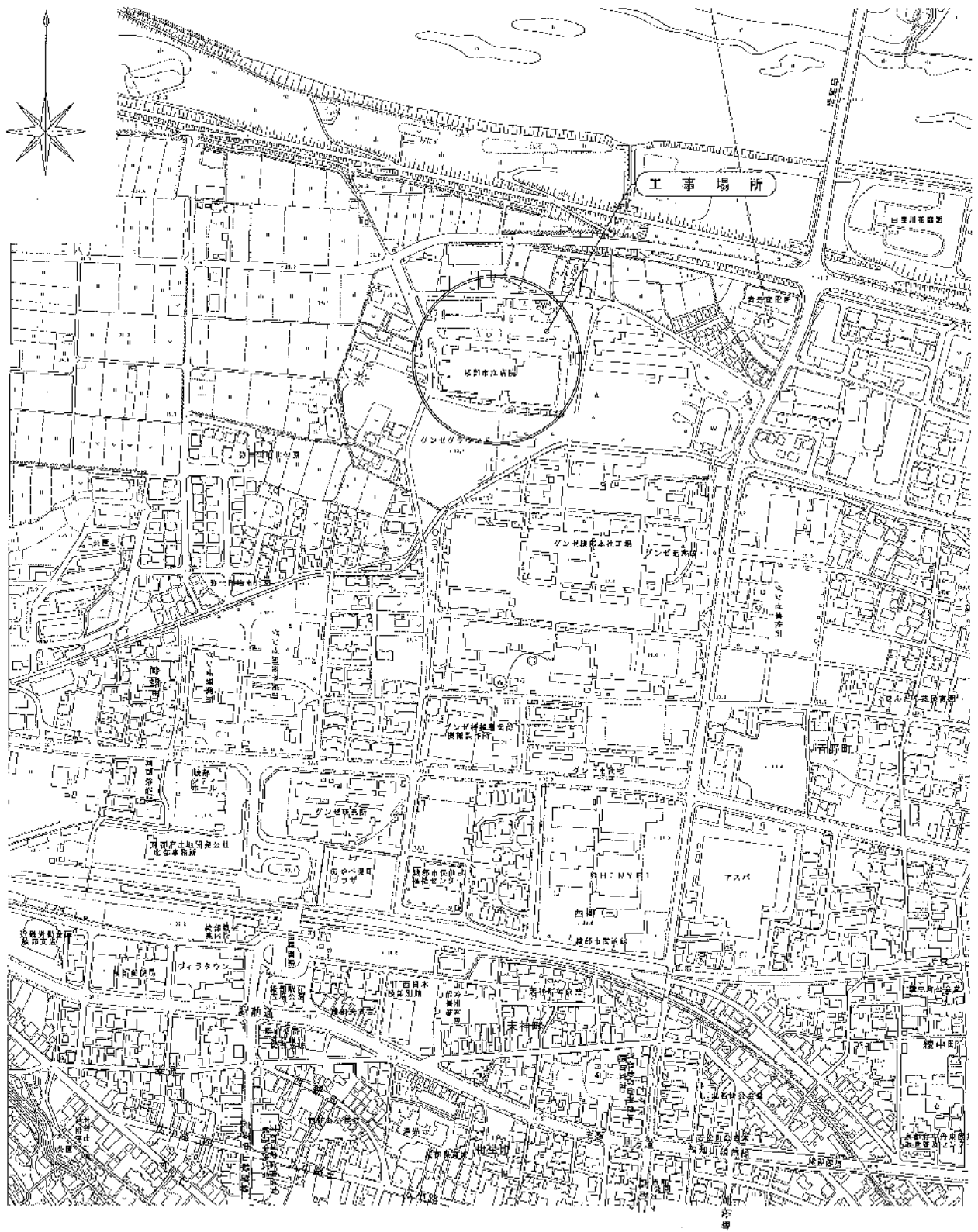
1 同種工事又は類似工事の施工実績

工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工事概要等			
技術的特記事項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者の資格

区 分		現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）	
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場 合 の 対 応 措 置

区 分		現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）	
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場 合 の 対 応 措 置



綾部市立病院西館エレベーター改修工事付近見取図 1/2,500

綾部市公告第 3 5 号

綾部市天文館ミニプラネタリウム導入業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は申請してください。

令和 4 年 5 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市天文館ミニプラネタリウム導入業務委託について、委託業者の選定にあたり別添「綾部市天文館ミニプラネタリウム導入業務公募型プロポーザル実施要領」に基づき実施します。

綾部市天文館ミニプラネタリウム導入業務
公募型プロポーザル実施要領

令和4年5月

綾部市教育委員会社会教育課

1 業務概要

(1) 業務名

綾部市天文館ミニプラネタリウム導入業務（以下「本業務」という。）

(2) 目的

綾部市天文館展示機器「星座盤」に代わる展示機器として「ミニプラネタリウム」を導入し、施設の魅力及び来館者へのサービスを向上することにより施設の利用促進を図ることを目的とする。

本業務を実施するにあたり、豊富な経験及び高い専門知識を有する事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により広く企画提案を募集し、提案内容を総合的に評価し、より内容の優れた契約候補者を決定する。

(3) 業務の内容

「綾部市天文館ミニプラネタリウム導入業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づくものとする。

(4) 納入場所

綾部市天文館

(5) 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年2月28日までとする。なお、諸事情により機器の導入が遅れる場合は、協議の上決定する。

(6) 導入業者選定方式

ア 事業者の提案の中から最も優れた評価を得た事業者に優先交渉権を付与し契約締結に向け交渉を行う。

イ 本プロポーザルは、優先交渉権の設定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。契約締結時において、優先交渉権を得た事業者と当市との協議により改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成するものとする。

ウ 契約交渉が不調となった場合は、審査結果による得点順位の上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

(7) 委託上限額

7, 6 2 6, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。なお、参加については単独又は複数が共同で応募することができる。ただし、共同で応募する場合は、共同で応募するグループ（以下「グループ」という。）内から代表する応募者1者を選定し、応募代表者が市との連絡窓口となる。また、グループの全構成員が、以下に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

(1) 過去に本件と同様、またはそれに類する業務に関わり、かつ、その実績を確認及び証明できる契約を有すること。なお、実績については、現在業務実施中のものも含むものとし、また、

本社、支店又は営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、若しくは破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続等開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 綾部市暴力団等排除措置要綱（平成 23 年綾部市告示第 10 号）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当しないこと。
- (5) 国税及び当市市税を滞納していないこと。
- (6) 当市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触しないこと。

3 スケジュール

項 目	期 日	備 考
募集開始	令和 4 年 5 月 31 日（火）	ホームページ及び公告
質問書提出期限	令和 4 年 6 月 7 日（火）	電子メールにて受付
質問書回答期限	令和 4 年 6 月 10 日（金）	電子メールにて回答
企画提案書提出期限	令和 4 年 6 月 29 日（水）	持参又は郵送（午後 5 時必着）
プレゼンテーション審査	令和 4 年 7 月 1 日（金）	提出書類及びプレゼンテーション動画による審査
ヒアリング送付	令和 4 年 7 月 2 日（土）	提案内容に対するもの 電子メールにて送付
ヒアリング回答期限	令和 4 年 7 月 6 日（水）	電子メールにて回答
審査結果通知	令和 4 年 7 月 8 日（金）	郵送及び電子メール
受託者決定・契約締結	交渉権を得た事業者と調整後	
製作設置完了期限	令和 5 年 2 月 28 日（火）	

※上記スケジュールは、状況により変更する場合がある。

4 応募方法

本プロポーザルに参加する場合は、仕様書等の内容を踏まえ次のとおり提案書等を作成し提出のこと。

(1) 提出物

- ア プレゼンテーション動画
- イ 提案書等届出書（様式第 1 号）
- ウ 会社概要書（様式第 2 号）
- エ 業務実績書（様式第 3 号）
- オ 提案書（任意様式）

提案書のサイズは、A4判とし、資料やイメージ図など見やすくするためA3判を使用する場合は、A4の大きさを三つ折りとする。なお、印刷は両面印刷とし、ページ番号を入れ、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

カ 対応確認表（様式第4号）

キ 見積書（任意様式）

(2) 提出部数

正本1部、副本6部、正本データ及びプレゼンテーション動画データ（DVD、USBメモリ等）

(3) 提出方法

郵送または持参

5 提案内容

仕様書に基づき提案するにあたり、以下の内容を必須事項とする。その他、他社にない特筆すべき利点がある場合は併せて提案すること。

(1) 事業者説明

(2) 星空解説のデモ番組動画

(3) 星空の映像、星座絵の見本

(4) 展示機器外観及び展示機器内部・操作部の設置イメージ

6 審査の概要

(1) 選定方法

提出書類、動画データとして提出されたプレゼンテーション内容及びヒアリングにより審査し、最高得点を得た者を優先交渉権者として選定する。なお提出書類及び動画データとして提供されたプレゼンテーション内容を元に審査を行うため、創意工夫し限られた提案時間の中で要旨を伝えること。

(2) 時間制限

動画データの時間は最大30分間とする。

(3) ヒアリング

提案を受けた内容に対し電子メールでヒアリングを行い、ヒアリング回答書（様式第6号）の内容を審査に反映する。

(4) 審査基準

各参加者からの提案を受け、選定委員が項目ごとに配点する。選定委員の配点を集計し、合計点が最も高かった事業者を優先交渉権者とする。なお複数の事業者が最高得点を得た場合、審査員による協議の上、順位を決定する。

【事業者の実績】 ・会社概要、業務実績、業務遂行能力。 ・会社の事業内容は本業務を受託するにあたり妥当なものか。	10点
【装置の内容】 ・安全で展示室の雰囲気を損なわないデザインであるか。 ・操作の分かりやすさ、観覧のしやすさ。	30点
【番組の内容】 ・解説の分かりやすさ。 ・映像の美しさ。	30点
【設置経費】 ・既存展示の撤去及びミニプラネタリウム導入にかかる経費。	20点
【その他、提案内容の特筆すべき利点】 （加点のみ） ・独自の特筆すべき利点があるか。	10点

(5) 審査結果の通知

審査結果は、各参加者に対して文書及び電子メールで通知する。

7 提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された提案書等を無効とする。選定された優先交渉権者が無効となった場合は、審査結果による得点順位を順次繰り上げる。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合。
- (2) 同一の者が2つ以上の提出書類を提出した場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) 応募資格の要件を満たさなくなった場合。
- (6) 1の(7)の委託上限額を超えた場合。
- (7) その他事務局が不適切と認めた場合。

8 質問等の受付及び回答

本業務の内容等について、質問等がある場合は、下記のとおり質問書を提出すること。

- (1) 提出書類 質問書（様式第5号）
- (2) 提出方法 電子メールによる提出のみ（tenmonkan@city.ayabe.lg.jp）
- (3) 提出期限 令和4年6月7日（火）午後5時まで（必着）
- (4) 回答 令和4年6月10日（金）までに、電子メールで回答。

※質問等の内容について電話で確認することがある。

9 契約に関する留意事項

- (1) 受託者は、基本仕様書に疑義が生じた場合は、あらかじめ契約締結前に明確にしておくものとする。
- (2) 受託者選定後、当市と協議の上、業務の詳細について定めた仕様書を別途作成し契約締結を行うものとする。なお、契約後の業務内容は必ずしも提案内容と同じに実施するものではない。
- (3) 受託者は、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (4) 受託者は、業務上知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らすことはできない。

10 その他

- (1) 実施要領と仕様書を確認の上、事務局宛てに参加意向を表明すること。参加意向表明の期限や 連絡方法については指定しない。参加意向表明をした上で辞退する場合、連絡をすること。
- (2) 提出書類の様式等は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 提出書類の作成、応募、プレゼンテーション及びヒアリング等、本業務のプロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。
- (4) 提出書類は、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、応募者に返却しない。
- (5) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行うが、提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。
- (6) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。
- (7) 提出書類受理後、やむを得ず参加を取りやめる場合については、参加辞退届（様式任意）を必ず提出すること。（提出方法は事務局と調整のこと。）
- (8) 電子メールの通信事故等について、当市はいかなる責任も負わない。
- (9) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

11 事務局

綾部市教育委員会社会教育課天文館担当

〒623-0005 京都府綾部市里町久田 21 番地の 8

TEL : 0773-42-8080

FAX : 0773-42-7877

E-mail : tenmonkan@city.ayabe.lg.jp

(様式第 1 号)

提案書等届出書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住所
事業者名
代表者名

印

綾部市天文館ミニプラネタリウム導入業務において、提案書等を提出します。
なお、当該業務に係る応募資格の要件に該当するものであること及び提出書類の内容
について事実と相違ないことを誓約します。

記

	提出書類	提出数
ア	プレゼンテーション動画	データ
イ	提案書等届出書 (様式第 1 号)	正本 1 部、副本 5 部 及びデータ
ウ	会社概要書 (様式第 2 号)	〃
エ	業務実績書 (様式第 3 号)	〃
オ	提案書	〃
カ	対応確認表 (様式第 4 号)	〃
キ	見積書	〃

※Microsoft Office がインストールされた標準的な Windows 10 端末で閲覧可能なデータ形式とする。

本業務のプロポーザルに係る担当者の連絡先

所 属	
担当者氏名	
電 話 番 号	
E - m a i l	

※書類送付・質問回答等の連絡先となります。

(様式第 2 号)

会社概要書

令和 4 年 4 月 1 日現在

事業者名				
代表者名				
所在地				
設立年月日				
貸借対照表総資本額				
損益計算書税引前当期純利益				
常勤職員の数	技術職員	事務職員	その他の職員	合 計
	人	人	人	人
主な業務内容				
本業務に係る部署名				
	代表者氏名			
	所在地			
	電話番号		FAX 番号	
	取扱業務			
その他特記すべき事項				

※会社概要が分かるパンフレット、資料等があれば適宜添付のこと。

※貸借対照表総資本額、損益計算書税引前当期純利益は、令和 3 年度の数値を記載すること。

(様式第 3 号)

業務実績書

事業者名 _____

発注者	契約日	契約内容	契約金額 (税込)
	年 月 日		円
	年 月 日		円
	年 月 日		円
	年 月 日		円
	年 月 日		円
	年 月 日		円
	年 月 日		円
	年 月 日		円
	年 月 日		円

※展示機器製作に関する業務実績を記載してください (受注済みで未完了の案件含む)。

(様式第 4 号)

綾部市天文館ミニプラネタリウム製作対応確認表

事業者名 _____

下表の確認項目についてご回答または可否の選択をお願いいたします。
回答欄に書ききれない場合は別紙にてご回答ください。

確認項目		回 答
1	什器	
	(1) ドーム直径	
	(2) 什器全体の高さ	
	(3) 映像投影方法	
	(4) 一度に観覧できる人数	
2	機能	対応可否
	(1) 任意の日時の星空の表示（昼も含む）	可 ・ 否
	(2) 月の位置の検索、表示	可 ・ 否
	(3) 月齢に応じた月の形の表示	可 ・ 否
	(4) 太陽系惑星の位置の検索、表示	可 ・ 否
	(5) 薄明、月明かりの表示	可 ・ 否
	(6) 表示する限界等級の切替	可 ・ 否
	(7) 歳差運動の表示	可 ・ 否
	(8) 任意の緯度からの星空の表示	可 ・ 否
3	アフターサービス	回 答
	(1) 瑕疵期間(引渡しから令和 5 年度末)における連絡、対応体制	
	(2) 瑕疵期間における費用分担	

(様式第 5 号)

令和 年 月 日

住所
 事業者名
 所属
 担当者氏名
 電話番号
 E-mail

質問書

綾部市天文館ミニプラネタリウム導入業務公募型プロポーザルについて、以下のとおり質問します。

質 問 事 項	質 問 内 容

令和 4 年 6 月 7 日 (火) 午後 5 時までメールにて提出してください。

提出先 綾部市教育委員会社会教育課天文館担当
 tenmonkan@city.ayabe.lg.jp

(様式第 6 号)

令和 年 月 日

住所
 事業者名
 所属
 担当者氏名
 電話番号
 E-mail

ヒアリング回答書

綾部市天文館ミニプラネタリウム導入業務公募型プロポーザルのヒアリングについて、以下のとおり回答します。

ヒアリング事項	回 答 内 容

令和 4 年 7 月 6 日 (水) 午後 5 時までメールにて提出してください。

提出先 綾部市教育委員会社会教育課天文館担当
 tenmonkan@city.ayabe.lg.jp

綾部市天文館ミニプラネタリウム導入業務仕様書

1. 概要

ミニドームに星空を投影し、星空の様子・動きを再現できる装置の製作及び展示室内への設置

2. 設置場所

綾部市天文館展示室内（別添図面参照）

3. 装置

ドーム直径 1800 mm～3000 mm、装置高 3800mm 以内とし、既存の展示物の形状や構造、周囲の利用者の往来に支障が無いようにすること。外観は展示室の雰囲気損なわないようなデザインを施し、展示タイトルを表示する。観覧スペースは一度にできるだけ多くの人が見られるように工夫し、操作部分は安全で分かりやすくデザインされたものにする。

4. 機能

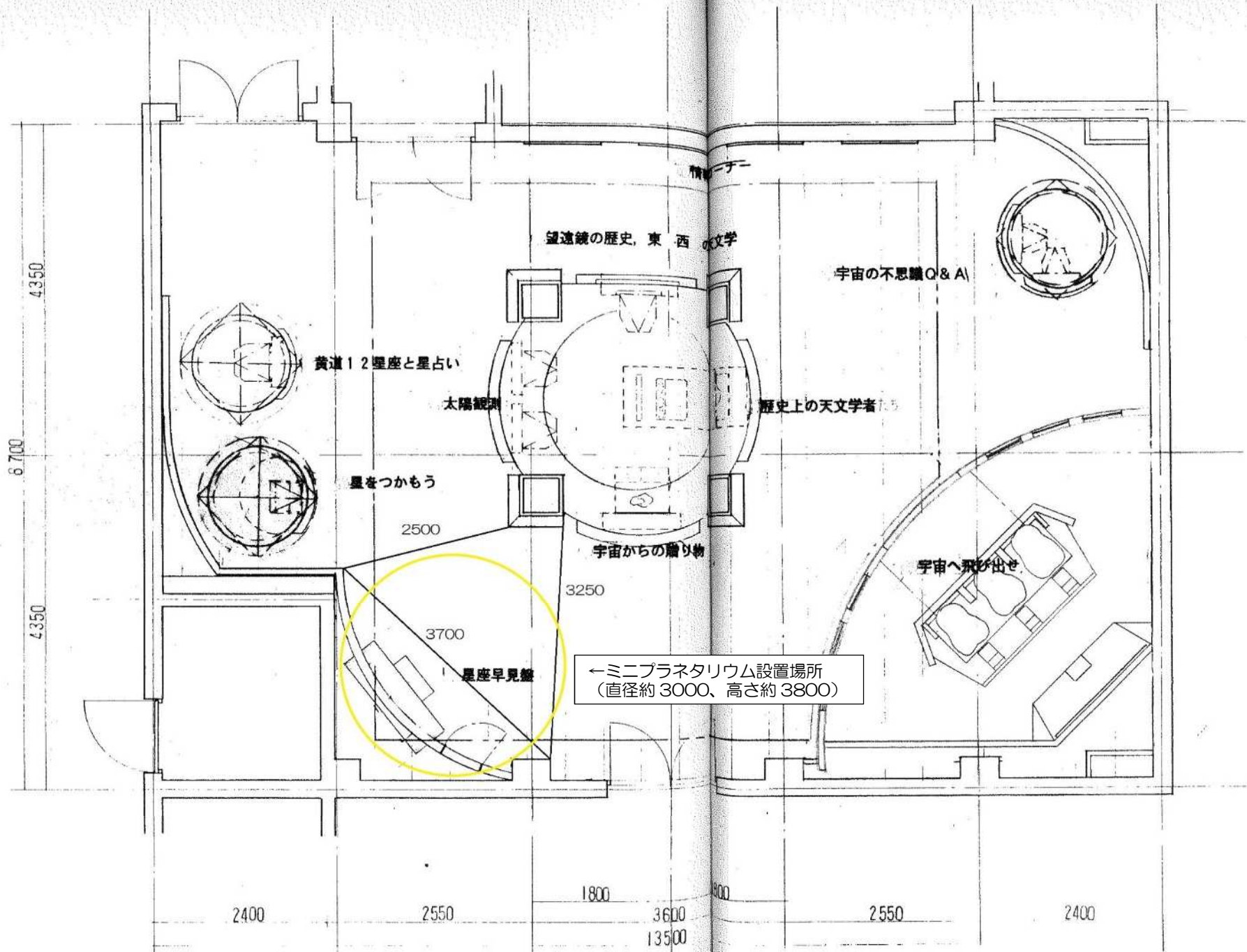
四季それぞれの主な星座の解説及び北極星を中心とした星空の動きの解説機能は必ず盛り込むこと。その他来館者が星座や星空について分かりやすく楽しく学べる機能を備えること。

5. 納期限

令和5年2月28日（火）

その他（留意事項）

- 契約後は速やかにスケジュール表を提出し、製作を開始する前に承認図を作成し承認を得ること。
- 使用する映像やシナリオ、ソフトウェアの構成等は、サンプル写真やプログラムチャート、原稿、音声データを作成し承認を得てから製作すること。
- 画像等の使用許可にかかる申請、各種法令基準の確認は受託者において行い、番組の著作権は綾部市に帰属するものとする。
- 安全で耐久性のある展示品であること。
- メンテナンス性を十分に考慮し、使用する機器の部品等は出来るだけ汎用品を使用すること。
- 工事期間中は、防護壁等安全対策を十分に行うこと。
- 装置設置後、翌年度内は瑕疵期間とし、正常に動作することを確認し異常があった場合は速やかに対処すること。
- 製作後、製作図・承認図・取扱説明書・プログラムチャート・プログラムのコピーを作成し電子データと印刷ファイルで提出すること。
- 既存展示品（星座盤）の撤去及び廃棄をすること。



綾部市公告第 3 6 号

綾部市ふるさと納税事務代行業務に関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は申請してください。

令和 4 年 6 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

本市の綾部市ふるさと納税事務代行業務について、委託業者の選定にあたり別添「綾部市ふるさと納税事務代行業務に関する公募型プロポーザル実施要領」に基づき実施します。

綾部市ふるさと納税事務代行業務に関する 公募型プロポーザル実施要領

令和4年6月

綾部市企画総務部企画政策課

1 趣旨・目的

この要領は、綾部市ふるさと納税事務代行業務委託の公募型プロポーザル方式による委託先の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

本市は、ふるさと納税を通じて、本市を応援していただける方々を募るとともに、本市の魅力発信及び地域産業の活性化を図っているところである。

今後、ふるさと納税の利用拡大を図る上で、魅力あふれる返礼品のさらなる拡充、ふるさと納税ポータルサイトの活用による発信力強化、返礼品提供事業者へのきめ細やかな支援などが求められている。

このため、ふるさと納税に関する事務を、本市の地域産業等に通じた近隣市【綾部市・福知山市・舞鶴市】（以下「近隣市」という。）事業者等に委託することで、地元産品の魅力を十分に理解した PR や商品企画開発、また、返礼品提供事業者への、きめ細やかな支援体制の構築など、ふるさと納税制度を通じた地域産業の活性化を目指して、当該事務代行業者を近隣市で募集するものである。

2 業務概要

(1) 業務名

「綾部市ふるさと納税事務代行業務」

(2) 業務内容

「綾部市ふるさと納税事務代行業務仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

※令和5年度以降の契約更新等については、本契約に係る業務実績等を踏まえ再度協議するものとする。

(4) 委託料上限額

寄附額に対する単価契約とし、当該年度で要する下記費用の合計が当該年度の合計寄附金額の50%以下とする。（消費税及び地方消費税含む。）

（対象経費）

- ・ 返礼品代金（寄附金額に対する30%以内）
- ・ 事務代行手数料
- ・ 事業展開するポータルサイト利用料
- ・ 返礼品送料
- ・ クレジットカード決済手数料等

対象経費の合計が当該年度の寄附合計金額の50%未満

3 各種資料の提出先（問い合わせ先）

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市企画総務部企画政策課連携推進担当 市村、阿部

TEL：0773-42-4217 FAX：0773-42-4905

e-mail：furusato@city.ayabe.lg.jp

4 委託予定者の選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式

5 応募資格

応募者は、次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

なお、資格要件の確認基準日は、本業務の募集開始日とし契約締結までの期間に資格要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結は行わないものとする。

- (1) 本応募の趣旨を十分に踏まえ、原則として、近隣市に本店・本部等を有する事業者等であること。
- (2) 過去5年以内（令和元年12月1日以降）に本件と同様の業務を実施し、かつ、その実績を確認及び証明できる契約を有すること。なお、実績については、現在業務実施中のものも含むものとし、また、本社、支店又は営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、若しくは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 綾部市暴力団等排除措置要綱（平成23年綾部市告示第10号）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当しないこと。
- (6) 国税及び本市市税を滞納していないこと。
- (7) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触しないこと。

6 スケジュール（予定）

期 日	項 目	備 考
令和4年6月1日（水）	募 集 開 始	ホームページ及び公告
令和4年6月9日（木）	質 問 書 提 出 期 限	電子メール
令和4年6月15日（水）	質 問 書 回 答 期 限	電子メール
令和4年6月23日（木）	参 加 申 請 書 類 提 出 期 限	持参又は郵送
令和4年6月27日（月）	一 次 審 査 結 果 通 知	応募者が <u>6者以上</u> あった場合のみ
令和4年6月27日（月）	二 次 審 査 詳 細 案 内	一次審査通過者にのみ通知
令和4年7月4日（月）	二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	綾部市役所
令和4年7月8日（金）	二 次 審 査 結 果 通 知	郵送
令和4年7月中旬	受託者決定・委託契約締結	

※上記のスケジュールは、状況により変更する場合があります。

7 応募方法

綾部市ふるさと納税事務代行業務仕様書の業務の内容を踏まえ、次のとおり企画提案書を提出のこと。

（1）提出書類

- ① 企画提案書等届出書（様式第1号）
- ② 業務を行う者の資格、経歴及び実績書（様式第2号）
- ③ 企画提案書（任意様式 A3版横もしくはA4版）
 - ・実施方針
 - ・実施体制
 - ・実施方法（仕様書の内容を踏まえ具体的に提案してください。）
 - ・作業工程（契約締結日から満了日までのスケジュール）
- ④ 会社概要書（様式第3号）
- ⑤ 業務実績書（様式第4号）
- ⑥ 見積書及び内訳書（任意様式）
 - ・宛先は綾部市長とし、提案者の所在地、事業者名、代表者名を記載し、代表者印を押印すること
 - ・具体的な積算根拠を示し、見積もりにあたっては寄附額あたりのパーセントを記入すること
 - ・ポータルサイト及び寄附1件当たりの寄附額に応じて割合が異なる場合は、それぞれに応じてパーセントを明記すること
 - ・寄附歩合額以外の固定費がある場合には積算内容に記載すること
 - ・実費請求の場合はその旨を記載すること

・見積内容については2(4)に示す項目を基本とし必要に応じて適宜追加すること。また、当該年度で要する費用の合計が当該年度の合計寄附金額の50%以下とすること。(消費税及び地方消費税含む。)

⑦ 納税証明書

・法人税、消費税、本市市税について未納がないことを証明するもの(本市市税については、本市に課税義務がある場合のみ)

(2) 提出部数

正本1部、副本7部(副本については複写可とする)

(3) 提出方法等

① 提出期限：令和4年6月23日(木)午後5時15分【必着】

② 提出方法：持参又は郵送による

※持参による場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

※郵送による場合は、書留郵便により、提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

③ 提出先：上記3に定めるところとする

8 要領等の配布

(1) 要領、提出書類様式及び仕様書の配布方法

① 本市ホームページよりダウンロード

② 事務局での直接配付

(2) 配布期間

令和4年6月1日(水)から令和4年6月23日(木)まで

ただし、直接配布は平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

9 一次審査及び二次審査の概要

一次審査

(1) 選定方法

応募者が6者以上あった場合、本業務に関する公募型プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)において、提出書類をもとに書類審査し、上位5者以内を選定する。

(2) 審査基準

① 審査項目・配点

項 目	配 点
① 会社概要、業務実績、業務遂行能力	10点
② 業務を行う者の資格、経歴及び実績	10点
③ 業務の全体フロー、スケジュールの適格性	10点
④ 提案内容等の適格性	10点
合 計	40点

② 審査項目ごとの採点基準

配 点	特に優れ ている	優 れ て い る	普 通	やや劣る	劣 る
10点	10	8	6	4	2

(3) 審査結果の通知

審査結果は、各応募者に対して文書で通知する。

*通知予定日：令和4年6月27日（月）

二次審査

(1) 選定方法

一次審査通過者（応募者が6者未満の場合は応募者）の中から、提出書類に記載された内容に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにより、委員会において審査し、最高得点を得たものを優先交渉権者として選定する。

(2) 応募者が1者となった場合でも二次審査を実施するものとする。

(3) 実施日

令和4年7月4日（月）

通知予定日：令和4年7月8日（金）

(4) 時間配分

参加者ごとに30分間

① 企画提案書等の説明・プレゼンテーション（20分）

② 質疑応答・ヒアリング（10分）

(5) 出席者

参加者ごとに3人以内とし、総括管理者は出席することが望ましい。

(6) その他

提案説明の際、プロジェクターの使用は可能。スクリーンは本市で用意する。パソコン等は各参加者で準備すること。

(7) 審査基準

①審査項目・配点

項 目		配 点
業務実施体制 (30点)	①会社概要、業務実績、業務遂行能力	10点
	②業務を行う者の資格、経歴及び実績並びに業務実施能力	10点
	③プレゼンテーションにおける取組姿勢、コミュニケーション能力	10点
企画提案内容 (70点)	① 総合的な視点、実施方針及び支援体制・支援内容	10点
	② 本業務の全体フロー、スケジュール等の適格性	10点
	③ 問い合わせ対応及び寄附者へのサポート体制	10点
	④ 返礼品提供事業者等へのサポート体制	10点
	⑤ 返礼品等企画提案力	10点
	⑥ 仕様書に示された業務内容に対する代替案、独自提案など	10点
	⑦ 見積金額	10点
合 計		100点

②審査項目ごとの採点基準

配 点	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
10点	10	8	6	4	2

(8) 審査結果の通知

審査結果は、各参加者に対して文書で通知する。

*通知予定日：令和4年7月8日（金）

10 契約の締結

(1) 9により選定された優先交渉権者と契約締結の交渉を行う。

(2) 本プロポーザルは、優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容は必ずしも企画提案内容に沿って実施するものではない。契約締結時において、優先交渉権者と本市との協議により改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成するものとする。

*この場合において、契約交渉が不調となった場合は、審査結果による得点順位の上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

11 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。この場合において、9により選定された優先交渉権者が無効となった場合は、審査結果による得点順位を順次繰り上げる。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 同一の者が2つ以上の提出書類を提出した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 2の(4)の委託料上限額を超えた場合
- (6) 応募資格の要件を満たさなくなった場合
- (7) その他委員会が不適切と認めた場合

12 質問等の受付及び回答

本業務の概要や要領、基本仕様書の内容等について、質問等がある場合は、以下のとおり質問書を提出し、本市から回答する。

- (1) 提出書類：質問書【様式第5号】
- (2) 提出期限：令和4年6月9日（木）午後5時【必着】
- (3) 提出方法：電子メールによる
- (4) 提出先：上記3の定めるところまで
- (5) 回答方法：電子メールアドレス宛での返信メールによる
- (6) 回答期限：令和4年6月15日（水）

※質問を受け付けたらその旨を電子メールで返信しますので、返信がない場合は電話等で確認してください。

※必要に応じ、質問等の内容を本市ホームページで公開することがある。

13 その他

- (1) 提出書類の作成、プレゼンテーションのプロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、審査に必要な範囲において、無償で複製することができるものとし、応募者に返却しない。
- (3) プレゼンテーションは非公開で行うが、提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。
- (4) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。
- (5) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (6) 参加申請後、やむを得ず参加を取りやめる場合については、参加辞退届（様式任意）を必ず提出すること。
- (7) 電子メールの通信事故等について、本市はいかなる責任も負わない。
- (8) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用又は提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(適正管理)

第6 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止に努め、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第7 受注者は、この契約による事務を自らが行い、発注者が承諾した場合を除き、第三者に再委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 受注者が、この契約による事務を処理するため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されたすべての資料等は、その契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の報告)

第9 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

綾部市ふるさと納税事務代行業務仕様書

本仕様書は綾部市が、綾部市ふるさと納税業務を事務代行業者に委託するにあたり、必要な基本的事項について定めるもの。

1 趣旨及び目的

本市は、ふるさと納税を通じて、本市を応援していただける方々を募るとともに、本市の魅力発信及び地域産業の活性化を図っているところである。

今後、ふるさと納税の利用拡大を図る上で、魅力あふれる返礼品のさらなる拡充、ふるさと納税ポータルサイトの活用による発信力強化、返礼品提供事業者へのきめ細やかな支援などが求められている。

このため、ふるさと納税に関する事務を、本市の地域産業等に通じた近隣市【綾部市・福知山市・舞鶴市】（以下「近隣市」という。）事業者等に委託することで、地元産品の魅力を十分に理解した PR や商品企画開発、また、返礼品提供事業者への、きめ細やかな支援体制の構築など、ふるさと納税制度を通じた地域産業の活性化を目指して、当該事務代行業者を近隣市で募集するものである。

2 業務委託期間

契約締結から令和5年3月31日まで

※令和5年度以降の契約更新等については、本契約に係る事業実績等を踏まえ再度協議するものとする。

3 業務の内容

業務の内容は次のとおりとする。

- ① 新たな返礼品の企画開発及び選定補助
- ② 広報・プロモーションに関する業務
- ③ 寄附申込受付及び寄附者情報等の管理
- ④ 寄附者へのお礼状、寄附金受領証明書、ワンストップ特例申請書等の発送
- ⑤ 返礼品の受発注管理及び配送管理
- ⑥ 返礼品提供事業者への支払い業務
- ⑦ 寄附者等からの問合せ及びクレーム対応等
- ⑧ 返礼品提供事業者へのきめ細やかな支援

4 業務の詳細

(1) 新たな返礼品の企画開発及び選定業務

・本市の魅力を効果的に発信し、かつ、産業振興に寄与し得る返礼品の企画開発をすること。

- ・返礼品は、特産品等取扱事業者だけでなく、域内でのサービス提供プラン等多様な提案が可能であること。
- ・返礼品の企画開発にあたっては、総務省告示第 179 号を遵守すること。
- ・企画開発された返礼品の代金は、当該返礼品に係る寄附額の 100 分の 30 とすること。
- ・ポータルサイトへの返礼品掲載にあたっては綾部市の許可を得ること。

(2) 広報・プロモーションに関する業務

- ・各種媒体を活用した効果的な PR を実施すること。
- ・事業展開するふるさと納税ポータルサイト上において、寄附者に対し効果的に PR できるような内容の提案及び編集等を行うこと。

(3) 寄附申込受付及び寄附者情報等の管理

- ・寄附者情報等において管理する項目は以下の項目とする。
 - ア 寄附金に関すること
寄附者氏名、寄附者住所（郵便番号含む）、寄附者連絡先、受領証明書送付先住所、返礼品発送先住所、寄附年月日、寄附金額、寄附金の使途、決済種別、決済日 など
 - イ 返礼品に関すること
希望する返礼品、発注日、発送日、納品日、返礼品費用、返礼品在庫状況、当該返礼品提供事業者情報 など
 - ウ その他
- ・上記の管理情報は、本市が適宜確認できるようにすること。
- ・本業務に係り取得した個人情報については適切に管理し、本業務の遂行のみに使用し、第三者に対して開示、漏洩してはならない。また、当該秘密保持に関しては本契約が終了した場合も継続し、記録媒体においては綾部市の指示に従い、廃棄又は返却すること。
- ・本業務に係り、寄附者のマイナンバーを取得してはならない。

(4) 返礼品の受発注管理及び配送管理

- ・寄附者から返礼品の申込があった場合、適切に返礼品提供事業者へ発注を行うこと。
- ・インターネットを経由せず、綾部市に直接寄附申込があった場合なども含め、綾部市から寄附金の入金を確認し、希望する返礼品の発送に関する連絡があった際には、指定された返礼品の発注等を行うこと。
- ・各返礼品の在庫管理を行うこと。在庫切れが生じた際は、速やかに本市への報告及び当該返礼品の申込の受付を終了させること。なお、当該返

礼品を再度供給できるようになった場合は同様に本市へ連絡し、申込の受付を再開させること。

- ・返礼品の配送状況を適宜確認し、発注後に相当期間未納状態が続いているものに対しては、当該返礼品事業者を確認を行い、適切に対応すること。

(5) 返礼品提供業者への支払い業務

- ・返礼品提供事業者への返礼品に係る代金及び送料の精算を行うこと。
- ・代金の精算に係る返礼品提供事業者からの問合せに対応すること。

(6) 寄附者等からの問い合わせ及びクレーム対応等

- ・寄附者等からの問い合わせ等に対応するための体制を整備すること。
- ・問い合わせ等の内容及びその対応等については随時記録し、綾部市が求めた場合は提供すること。
- ・問合せ等対応への即時判断が難しい場合は、必要に応じて綾部市と協議し、適切に対応すること。

(7) 返礼品提供事業者へのきめ細やかな支援

- ・返礼品提供事業者からの各種問い合わせに対応すること。即時判断が難しい場合は、必要に応じて綾部市と協議し、適切に対応すること。
- ・返礼品情報をふるさと納税ポータルサイトへ掲載する際は、返礼品提供事業者から当該返礼品に関する情報提供を受けるにあたり、返礼品提供事業者の負担軽減策を講じること。
- ・返礼品の開発等に当たっては、返礼品提供事業者等と十分な協議を行い、相互が納得した上で本市に提案すること。
- ・返礼品の発送状況や梱包状況を適宜確認し、必要に応じ助言を行うこと。
- ・返礼品提供事業者とのかかわりは、ふるさと納税における支援だけでなく、販路拡大の一助となるような支援を行うこと。

5 経費負担

寄附額に対する単価契約とし、当該年度で要する下記費用の合計が当該年度の合計寄附金額の50%を下回るものとする。

(対象経費)

- ・返礼品代金 (寄附金額に対する30%以内)
- ・事務代行手数料
- ・事業展開する新たなポータルサイト利用料
- ・返礼品送料
- ・クレジットカード決済手数料等

対象経費の合計が当該年度の寄附合計金額の50%未満

6 その他

円滑な事業の推進のために、綾部市及び本事業受託者は適宜打合せを行うこと。

また、本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、必要に応じて両者誠意をもってこれを協議し、定めるものとする。

(様式第1号)

企画提案書等届出書

令和4年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住所

商号又は名称

代表者

印

綾部市ふるさと納税事務代行業務に関する公募型プロポーザル選定について、企画提案書等を提出します。

なお、当該業務に係る応募資格の要件に該当するものであること及び提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

	提出書類	提出部数
①	企画提案書等届出書（様式第1号）	正本1
②	業務を行う者の資格、経歴及び実績書（様式第2号）	正本1・副本7
③	企画提案書	正本1・副本7
④	見積書	正本1・副本7
⑤	会社概要書（様式第3号）	正本1・副本7
⑥	業務実績書（様式第4号）	正本1・副本7
⑦	財務諸表	正本1
⑧	登記簿謄本	正本1
⑨	納税証明書	正本1

《本業務のプロポーザルに係る担当者の連絡先》

部 署 名	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E - m a i l	

※書類送付・質問回答等の連絡先となります。

(様式第 2 号)

業務を行う者の資格、経歴及び実績書

商号又は名称 _____

役割	配置予定者	主な実務実績 (発注者、業務名、契約期間、契約金額、担当業務)	今回担当する業務	現在手持ちの 他業務内容・件数
総括 管理者	役職： 氏名： 年齢： 実務経験年数： 資格：			
主任 担当者	役職： 氏名： 年齢： 実務経験年数： 資格：			
主任 担当者	役職： 氏名： 年齢： 実務経験年数： 資格：			

※主な実務実績には、ふるさと納税事務代行業務等に関わる業務実績を記入してください。

※表が不足する場合は適宜追加してください。

(様式第3号)

会社概要書

令和4年4月1日現在

商号又は名称			
代表者氏名			
所在地			
電話番号		F A X 番号	
設立年月日			
貸借対照表総資本額			
損益計算書税引前当期利益			
常勤職員の数	役員 社員 その他	人 人 (うち常勤 人 (うち技術者 人 人	人、非常勤 人 合 計 人
主たる業務内容			
本業務に係る部署名			
代表者氏名			
所在地			
電話番号		F A X 番号	
その他特記すべき事項			

※会社概要が分かるパンフレット、資料等があれば適宜添付のこと。

※貸借対照表総資本額、損益計算書税引前当期利益は、直前営業年度の数値を記載すること。

(様式第5号)

令和4年 月 日

住所
 商号又は名称
 担当者所属・氏名
 電話番号
 E-mail

質問書

質 問 事 項	質 問 内 容

- ※質問内容が容易に理解できるよう、できるだけ具体的に記載してください。
- ※質問書の提出は、原則として各社1回とします。
- ※質問書は、令和4年6月9日（木）午後5時（必着）までに提出してください。
- ※提出方法は、電子メールでも可能とします。
- ※原則として、電話及び口頭による質問は受け付けません。

綾部市公告第 3 7 号

綾部市下水道排水設備指定業者規程第 1 3 条第 1 項第 1 号に基づく指定業者を次により公表します。

令和 4 年 6 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 新たに指定する業者

事業所名	代表者氏名	所在地	指 定 日
奥 村 設 備	奥 村 滋	福知山市篠尾 1 1 1 8 - 5	令和 4 年 6 月 1 日

指定申請内容

指定番号	事業所名	代表者氏名	所在地	技術者数
2 2 2	奥 村 設 備	奥 村 滋	福知山市篠尾 1 1 1 8 - 5	1

綾部市教育委員会告示第8号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和4年度第2回（5月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和4年5月23日

綾部市教育委員会

教育長 村上元良

- 1 日 時 令和4年5月26日（木）10時から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項
 - ・議第14号 綾部市社会教育委員の委嘱について
 - ・議第15号 綾部市図書館協議会委員の任命及び解任について
 - ・議第16号 綾部市文化財補助金交付要綱の一部改正について
 - ・議第17号 令和4年度綾部市一般会計補正予算（第3号）について

綾部市教育委員会告示第9号

綾部市文化財補助金交付要綱（平成9年綾部市教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和4年5月31日

綾部市教育委員会
教育長 村上元良

第2条第1項第2号中「決定」の次に「及び選定」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）京都府暫定登録文化財に関する規則（平成29年京都府教育委員会規則第5号）に基づき府が登録した文化財（以下「府暫定登録文化財」という。）

第2条第2項中「日常的な維持管理事業を除いた」を削り、同項に次の1号を加える。

（5）維持管理事業 綾部市教育委員会（以下「委員会」という。）が特に重要と認める文化財の維持管理及び保守点検

第3条中「綾部市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「委員会」に改め、同条第3号中「及び第2号」を「から第3号まで」に改める。

第8条中「補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は」及び「のいずれか早い日」を削る。

附 則

この告示は、令和4年6月1日から施行する。

綾部市教育委員会教育長訓令甲第2号

綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年5月20日

綾部市教育委員会
教育長 村上元良

綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の
服務に関する規程の一部を改正する規程

綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成2年綾部市教育委員会教育長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表（20）の項中「7月から9月」を「6月から9月まで」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年5月20日から施行する。

綾部市選挙管理委員会告示第53号

令和4年1月23日執行の綾部市長選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和4年5月17日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年1月23日執行 綾部市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
5,338,600円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	山崎善也	所属党派	無所属	期間	12月10日から 1月27日まで	第1回分
出納責任者氏名	波多野文義					

収 入			支 出	
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)		
自由民主党京都府支部連合会		100,000 円	人件費	232,500 円
自由民主党京都府参議院選挙区第四支部		50,000 円	家屋費	369,096 円
部落開放同盟京都府連合会		10,000 円	選挙事務所費	369,096 円
近藤 永太郎	府議会議員	10,000 円	集会会場費	0 円
秋田 公 司	府議会議員	10,000 円	通信費	25,010 円
平井 斉 己	府議会議員	10,000 円	交通費	194,936 円
			印刷費	839,856 円
			広告費	397,105 円
			文具費	24,109 円
			食糧費	155,342 円
			雑 費	146,759 円
その他の寄附		100,500 円		
その他の収入		2,000,000 円		
今 回 計		2,290,500 円	今 回 計	2,384,713 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		2,290,500 円	総 計	2,384,713 円

報告書受理年月日	令和4年2月1日	第1回報告分
----------	----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年1月23日執行 綾部市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
5,338,600円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	山崎善也	所属党派	無所属	期間	2月21日から 2月21日まで	第2回分
出納責任者氏名	波多野文義					

収 入	支 出
主たる寄附 (氏名・団体名) (職 業) (寄附額)	
	人件費
	家屋費
	選挙事務所費
	集合会場費
	通信費 47,366 円
	交通費
	印刷費
	広告費
	文具費
	食糧費
	雑 費
その他の収入	
今 回 計	今 回 計
0 円	47,366 円
前 回 計	前 回 計
2,290,500 円	2,384,713 円
総 計	総 計
2,290,500 円	2,432,079 円

報告書受理年月日	令和4年2月22日	第2回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年1月23日執行 綾部市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
5,338,600円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	吉崎篤子	所属党派	無所属	期間	1月6日から 1月26日まで	第1回分
出納責任者氏名	杉山充					

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)		
みんなでつくる綾部民主市政の会		1,036,890 円	人件費	0 円
			家屋費	45,000 円
			選挙事務所費	45,000 円
			集合会場費	0 円
			通信費	0 円
			交通費	0 円
			印刷費	552,608 円
			広告費	184,437 円
			文具費	38,028 円
			食糧費	162,348 円
			雑 費	54,469 円
その他の収入		0 円	今 回 計	1,036,890 円
今 回 計		1,036,890 円	前 回 計	0 円
前 回 計		0 円	総 計	1,036,890 円
総 計		1,036,890 円		

報告書受理年月日	令和4年1月26日	第1回報告分
----------	-----------	--------

綾部市選挙管理委員会告示第54号

令和4年1月23日執行の綾部市議会議員補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和4年5月17日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年1月23日執行 綾部市議会議員補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
2,969,300円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	松本幸子	所属党派	無所属	期間	12月24日から 2月1日まで	第1回分
出納責任者氏名	大槻 悟					

収 入		支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業) (寄附額)		
		人件費	－ 円
		家屋費	217,000
		選挙事務所費	217,000
		集会会場費	0
		通信費	－
		交通費	－
		印刷費	627,036
		広告費	398,120
		文具費	5,873
		食糧費	22,414
		雑費	45,134
その他の収入	1,315,577 円	今回計	1,315,577
今回計	1,315,577 円	前回計	0
前回計	0 円	総計	1,315,577
総計	1,315,577 円		

報告書受理年月日	令和4年2月7日	第1回報告分
----------	----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年1月23日執行 綾部市議会議員補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
2,969,300円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	松本幸子	所属党派	無所属	期間	2月1日から 2月22日まで	第2回分
出納責任者氏名	大槻 悟					

収 入

主たる寄附

(氏名・団体名)

(職業) (寄附額)

その他の収入

今回計

前回計

総計

46,191円

46,191円

1,315,577円

1,361,768円

支 出

人件費 ー円

家屋費 39,600円

選挙事務所費 39,600円

集合会場費 0円

通信費 4,577円

交通費 ー円

印刷費 ー円

広告費 ー円

文具費 ー円

食糧費 ー円

雑費 2,014円

今回計 46,191円

前回計 1,315,577円

総計 1,361,768円

報告書受理年月日

令和4年2月28日

第2回報告分

綾部市選挙管理委員会告示第 55 号

綾部市選挙管理委員会規程（昭和 49 年綾部市選挙管理委員会告示第 15 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 5 月 17 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

別表中「別表」を「別表（第 26 条関係）」に改め、同表中

「

綾部市選挙管理委員会 委員長之印	4	〃	24 ミリメートル	委員長をもつてする文書
綾部市選挙管理委員会 事務局長之印	5	〃	18 ミリメートル	事務局長をもつてする文書

を

」

「

綾部市選挙管理委員会 委員長之印	4	〃	24 ミリメートル	委員長をもつてする文書
綾部市選挙管理委員会 委員長職務代理者之印	5	〃	24 ミリメートル	委員長職務代理者をもつてする文書
綾部市選挙管理委員会 事務局長之印	6	〃	18 ミリメートル	事務局長をもつてする文書

に、

」

「

5

綾部市選挙
管理委員会
事務局長之印

を

5

綾部市選挙
管理委員会
委員長職務
代理者之印

6

綾部市選挙
管理委員会
事務局長之印

に改める。

」

附 則

この告示は、令和 4 年 5 月 17 日から施行する。